

令和 7 年度
国の施策・予算に関する
緊急提案・要望

令和 6 年 11 月



国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市は、日本中・世界中の人々から、住みたい、住み続けたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれるまちづくりを進めております。多彩な才能を持つ人々が集まり、交流することを通じて、優れた価値の創造や文化を基軸とした経済の好循環等につなげる「攻め」の都市経営を行うと同時に、「新しい公共」の発想で、すべての方が個性を発揮しながらいきいきと活躍される「居場所」と「出番」のあるまちをつくり、「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指してまいります。

人口減少、特に若い世代の流出、混雑やマナーなどの観光課題、高齢化が進む中で地域コミュニティの維持など、課題は山積していますが、市民の皆様はもとより多様な主体の積極的な参画の下、対話を重ねながら、国、京都府、周辺自治体や政令指定都市等とも連携して全国モデルとなる取組に挑戦し、「地方創生 2.0」を京都から牽引してまいります。

また、京都に移転した文化庁と連携を一層深め、オール京都・オール関西で2025年の大阪・関西万博に向けた取組を進めるとともに、国や京都府と共に京都国際会館の拡張整備等に取り組み、社会課題の解決やウェルビーイングの向上につながる文化の力を、京都から日本へ、そして世界へ発揮してまいります。

京都市の令和5年度決算は、過去に取り崩した公債償還基金の計画的な積み戻しを行いながら、2年連続の黒字となっており、持続可能な行財政運営の確立に向けて、着実に前進しております。地方交付税の確保をはじめ、国の力強い御支援に厚く御礼申し上げます。

今後、社会福祉関連経費の増加、インフレによる金利や労務・資材単価の上昇などを踏まえ、緊張感を持った財政運営の下、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、京都経済の下支え・成長支援に取り組むとともに、攻めの都市経営を展開し、行政資源の的確なマネジメントによる戦略的な投資を進めてまいります。

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の実現に向けた取組を重ねてまいります。

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するため、京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

京都市長 松井孝治

【目次】

	提案・要望項目	ページ
1	「地方創生 2. 0」の交付金の十分な予算確保など地域の主体的な取組の支援	<1 ページ>
2	大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定	<3 ページ>
3	子ども・子育て支援の充実	<7 ページ>
4	教育環境の充実	<13 ページ>
5	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援	<19 ページ>
6	地域手当の見直しに関する要望	<23 ページ>
7	文化芸術に対する一層の支援等	<25 ページ>
8	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	<31 ページ>
9	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	<37 ページ>
10	市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	<43 ページ>
11	自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決	<47 ページ>
12	戸籍への振り仮名の記載事業に係る十分な予算措置の実施	<49 ページ>
13	マイナンバーカードの交付等に係る体制確保に向けた確実な財政措置	<51 ページ>
14	中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化	<53 ページ>
15	グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実	<57 ページ>
16	ふるさと納税・企業版ふるさと納税に関する要望	<61 ページ>
17	防災・減災対策事業に係る地方債の延長	<65 ページ>
18	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進	<67 ページ>
19	将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	<68 ページ>

提案・要望項目

ページ

20	住宅の耐震化や密集市街地対策等の取組の推進	<69ページ>
21	水道管路耐震化等推進事業の採択基準の緩和及び補助率の引上げ等	<71ページ>
22	避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的な支援制度の創設、及び福祉的支援の強化	<73ページ>
23	地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税及び固定資産税に関し、軽減措置の対象への追加や既存措置の充実、納税猶予制度の創設	<75ページ>
24	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等	<77ページ>
25	京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、京都刑務所、京都拘置所、京都運輸支局など、国有地の有効活用の検討	<79ページ>
26	原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実	<81ページ>

【提案・要望事項】

1 「地方創生 2.0」の交付金の十分な予算確保など地域の主体的な取組の支援

- これまで、累次の地方創生の交付金（地方創生推進交付金（H28-R4）、デジタル田園都市国家構想交付金（R4-））において、京都市の目指す「誰一人とり残さない、持続可能な魅力あふれる都市の実現」に向けた取組の重要性を認めていただき、安定的に財源を確保いただいていることに御礼申し上げます。
- 今後、全国的な人口減少の進行が想定される中で、京都市においても様々な分野での担い手不足や新たな産業・雇用の創出の必要性が明らかになっており、市民生活を守り、世界から愛される京都の文化や産業を引き続き育んでいくため、国による地方創生の取組の一層の強化が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 「地方創生 2.0」の推進に当たり、この間の少子高齢化や人口減少に伴い、全国的に地方創生の取組の一層の強化が求められていることを踏まえ、これまでの規模を超える十分な交付金の予算を確保し、各地方自治体に交付するなど、地域を支える産業の振興やイノベーション創出、産学官連携による（京都を含む）地域における大学の振興及び若者の雇用創出、地方への定住・移住の推進をはじめ、人口減少社会の克服、東京一極集中の是正に向けた各地域の主体的な取組を強力に支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都市においては、大学卒業後の若者や働き盛りの世代を中心に人口流出が続いており（参考①）、全国と同様に加速する少子化（参考②）への対策と併せ、人口減少対策として、国内外から人々を惹きつけ、京都に住み、働く価値を感じられるまちづくりを全庁的に進めている。
- 特に、京都市の強みでもある、文化や観光、産業を他分野と混ざり合わせる事、大学・学生の可能性を都市の活力に繋げていくことなどにより更に発展させていく考えのもと、例えば、以下の観点から新たな取組の実施を検討している。

① 文化を基軸とした豊かさの向上

- 伝統文化・音楽・現代アートなど多様な文化に、誰もが触れる機会の創出
- 文化の創造・継承環境の整備など、文化の担い手や支え手の育成・支援
- 文化遺産の保存と活用の好循環 など

② 市民生活と観光の調和

- 観光課題対策の強化、市民の理解と共感の輪の拡大
- 府市連携による周遊観光、暮らしの文化等の京都の魅力を活かした付加価値の向上
- 多彩な人の交ざり合い、京都の文化の継承・発展につながる観光振興 など

③ 産業・経済の創造拠点としての京都の強みの磨き上げ

- オフィス空間・産業用地の創出と企業立地支援を両輪に企業立地を促進
- 府市連携による広域での半導体関連産業の振興など、国の産業政策の潮流を踏まえた産業振興・企業立地の促進
- スタートアップの経営人材の確保等への支援 など

④ 若い世代に選ばれる子育て・教育環境

- 子育て、教育、住まい、働く場等の環境整備による、定住・移住促進
- 市立・府立高校の連携、高大連携による探究型教育、STEAM 教育など多様な学びの推進、留学生や国内外の研究者に選ばれる環境の整備 など

○ こうした地域独自の課題に取り組む財源は必ずしも十分でなく、「地方創生 2.0」の交付金により、確かな財源保障がなされることが必要であり、何卒ご配慮いただきたい。

<参考① 京都市の年代別の社会動態（令和 5 年中・日本人住民）>

(単位：人)

年代	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44
社会増減数	△763	△209	+50	+2,470	+356	△1,672	△1,195	△464	△171
年代	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
社会増減数	+68	△30	+38	△36	△57	△46	△42	△65	△14

<参考② 近年の自然動態>

(単位：人)

年	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
出生数	11,300	11,323	10,677	10,262	9,900	9,548	9,090	8,591	8,109	7,346
死亡数	14,198	14,130	14,582	14,959	15,036	15,229	15,835	17,054	17,274	17,490
増 減	△2,898	△2,807	△3,905	△4,697	△5,136	△5,681	△6,745	△8,463	△9,165	△10,144

<参考③ これまでの地方創生推進交付金（※）の採択状況（申請額・採択額等の推移）>

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
申請額	3 億 2,553 万円	2 億 6,739 万円	3 億 4,180 万円	3 億 8,075 万円	4 億 745 万円
採択額	2 億 182 万円	2 億 964 万円	2 億 3,052 万円	3 億 8,075 万円	4 億 745 万円
決算額 (交付額)	2 億 182 万円	2 億 301 万円	2 億 2,500 万円	3 億 4,257 万円	3 億 3,531 万円
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
申請額	3 億 4,730 万円	3 億 2,485 万円	4 億 2,120 万円	3 億 5,060 万円	
採択額	3 億 4,730 万円	3 億 2,485 万円	3 億 2,712 万円	3 億 2,385 万円	
決算額 (交付額)	3 億 781 万円	2 億 8,690 万円	3 億 1,915 万円	—	

※ ただし、令和 4 年度以降は「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」

【提案・要望事項】**2 大都市需要等を反映した地方交付税の適切な算定**

- この間の経済対策などの効果により、地方税収が増加する直近の状況においても、住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政サービスを安定的に提供できるよう必要な地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げる。
- 他方、大都市は、都市インフラの整備・維持に係る土木費や大都市特例事務などの財政需要への対応が必要であり、持続可能な行財政の確立のためには大都市の行財政需要に配慮した交付税算定が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 従来から交付税の算定は、小規模自治体に手厚い状況が続いており、大都市需要にも配慮した算定方法とすること。

(2) 現状・課題

- この間、市町村の規模に関わらず、住民ニーズを踏まえた行政サービスを提供してきたが（参考①）、近年、包括算定経費をはじめ、小規模自治体に手厚い交付税算定※が行われている（参考②）。

※ 小規模自治体に手厚い算定については、京都市の外部有識者会議であった「京都市持続可能な行財政審議会（会長：小西砂千夫氏）」からも指摘されている。

- 地方財政計画上の折半対象財源不足額がなくなった税収回復局面においては、大都市の基準財政需要額が減額調整されており（参考③）、地方交付税をはじめとする一般財源の増減率に、団体の類型間で大きな格差が生じている（参考④）。
- 京都市は、一般市町村と同じ事務事業はもとより、都市インフラの整備・維持などの大都市需要に加え、京都市特有の行政需要（参考⑤）に対処しているが、十分に財政需要が反映されていない。
- また、本来交付税の算定において基準財政収入額へ算入すべきでない目的税である事業所税収の75%が基準財政収入額に算入されるなど、大都市固有の財源が的確に反映されていない（参考⑥）。
- 京都市は、他市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはない（参考⑦⑧）ことから、大都市需要にも配慮し、市町村間の需要額の増減に格差が出ない算定とする必要がある。

<参考① 人口一人当たりの歳出一般財源の増加率（平成15年度→令和4年度）>

京都市	その他指定都市	その他市町村
16.2%	13.6%	15.8%

※ 地方財政状況調査による一般財源及び直近の国勢調査の人口を基に算定

<参考② 小規模自治体に手厚い交付税算定の事例>

例：包括算定経費（段階補正）

令和２年度以降、人口 100 万人超団体への割り落としが続く一方、10 万人未満団体の嵩上げが継続（京都市影響額：△ 9 億円）

例：人口減少等特別対策事業費（段階補正）

令和２年度の指定都市の合計特殊出生率（1.30％）は全国平均（1.34％）を下回っているが、同年度以降、人口 25 万人以上の団体への割り落としが続く一方、10 万人未満団体は嵩上げが継続（京都市影響額：△ 6 億円）

<参考③ 地方財政計画上の財源不足解消（縮小）時期の交付税算定状況>

（単位：億円）

		H18	H19	H18⇒H19 増減率	R3	R4	R3⇒R4 増減率
京都市	基準財政需要額（A）	2,998	2,914	-2.8%	3,612	3,448	-4.5%
	基準財政収入額（B）	2,055	2,102	2.3%	2,448	2,620	7.0%
	差引（A-B）	943	812	-13.9%	1,164	828	-28.9%
その他指定都市	基準財政需要額（A）	42,777	42,500	-0.6%	62,870	60,456	-3.8%
	基準財政収入額（B）	35,316	36,422	3.1%	46,710	49,256	5.5%
	差引（A-B）	7,461	6,078	-18.5%	16,160	11,200	-30.7%
中核市	基準財政需要額（A）	24,773	24,697	-0.3%	39,442	38,191	-3.2%
	基準財政収入額（B）	19,268	19,758	2.5%	27,346	28,580	4.5%
	差引（A-B）	5,505	4,939	-10.3%	12,096	9,611	-20.5%
その他市町村	基準財政需要額（A）	146,409	146,285	-0.1%	163,984	158,985	-3.0%
	基準財政収入額（B）	93,190	95,397	2.4%	89,197	93,164	4.4%
	差引（A-B）	53,219	50,888	-4.4%	74,787	65,821	-12.0%

※ 基準財政需要額（A）は臨時財政対策債振替前の額

<参考④ 人口一人当たりの歳入一般財源の増減率（平成 15 年度→令和 4 年度）>

京都市			その他指定都市			中核市			その他市町村		
一般財源	うち 市税 府税交付金	うち 地方交付税 臨時債	一般財源	うち 市税 県府税交付金	うち 地方交付税 臨時債	一般財源	うち 市税 県府税交付金	うち 地方交付税 臨時債	一般財源	うち 市税 県府税交付金	うち 地方交付税 臨時債
3.4%	28.8%	-46.9%	3.2%	15.5%	-42.7%	12.6%	17.3%	-2.0%	21.7%	31.1%	9.3%

※ 地方財政状況調査による一般財源及び直近の国勢調査の人口を基に算定

※ 指定都市の数値は、県・府費教職員給与費の移管の影響を除いている。

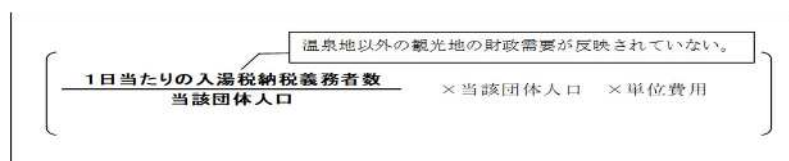
<参考⑤ 京都市の財政需要が十分に反映されていない事例>

項目	需要額		実経費
			備考
清掃費(※1) (観光ごみ処理)	7百万円	800百万円 (※2)	需要額の算定に用いられる指標は「観光客数」ではなく「入湯税納税義務者数」であるため、「温泉地」以外の財政需要が十分に反映されていない(※3、4)。

※1 令和元年度決算数値

※2 (京都市のごみ処理単価－事業系ごみの手数料) × 観光ごみ量により算出

※3 清掃費では、観光地のごみ処理に係る割増(密度補正)があるものの、算定に用いられる指標は「入湯税納税義務者数」となっている。観光地特有の財政需要と相関の弱い(相関係数0.4)指標となっており、温泉のない観光地の財政需要が的確に反映されていない。



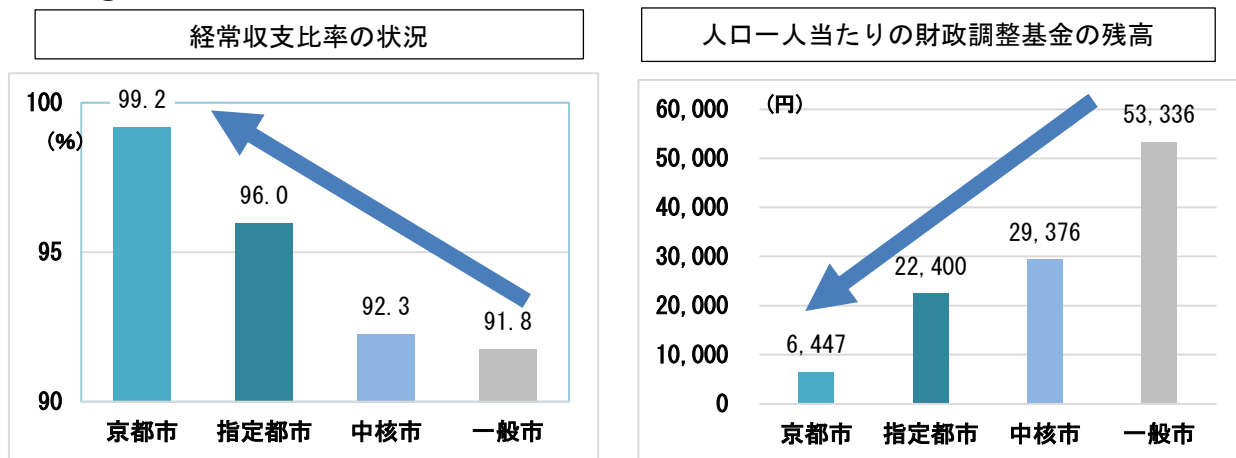
※4 宿泊旅行統計調査(観光庁)では、調査票で宿泊施設の所在地も把握しているため、市町村別の数値の把握は可能であることから、宿泊旅行統計調査結果の「主に観光目的の宿泊者数」を示す数値として活用されている「観光目的の宿泊者が50%以上」の施設に係る宿泊者数に指標を変更することで、観光地特有の財政需要を的確に反映することが可能と考える。

<参考⑥ 事業所税に係る交付税の状況>

基準財政需要額の割増額	=67.2% (他都市 67.4%) ※ R5 決定額ベース
事業所税に係る基準財政収入額	

※ 京都市の場合、地下鉄、街路整備、橋りょうなど大規模な都市インフラを抱えているが、上記の算定ルールによって、事実上、一般財源収入が約20億円減少
(基準財政需要額の割増額－事業所税に係る基準財政収入額)

<参考⑦ 各都市の財政状況>

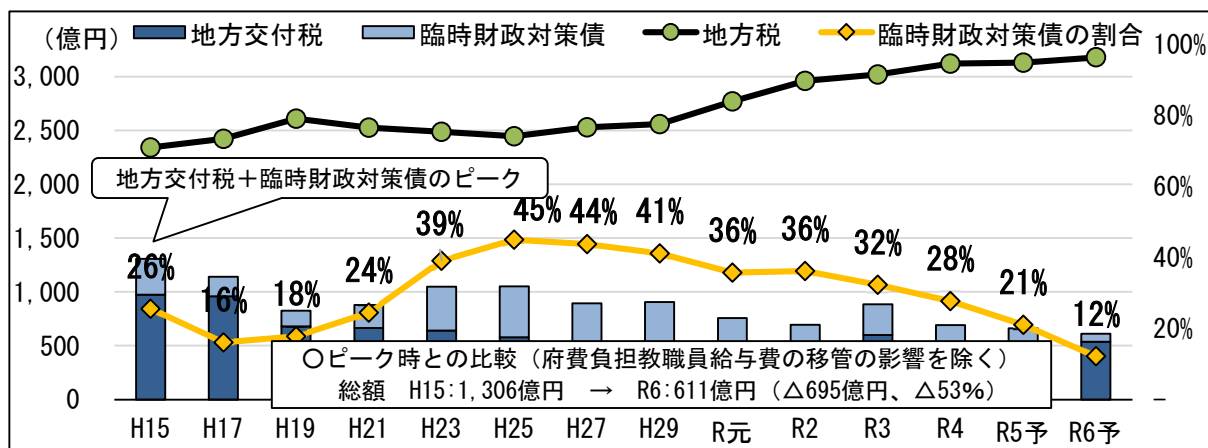


※ 令和4年度地方財政状況調査による地方公共団体の主要財政指標一覧及び基金残高等一覧を基に作成

＜参考⑧ 京都市の財政状況＞

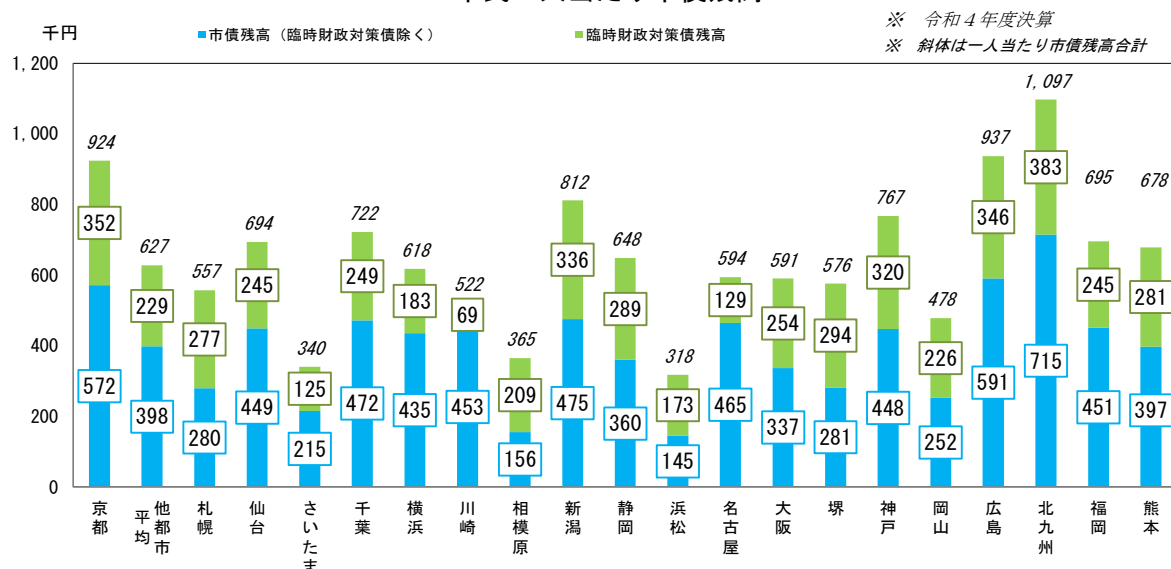
- 地方交付税を含む一般財源収入の伸びは低調（H15：4,074億円⇒R6：4,156億円）
一方で、社会福祉関連経費に要する一般財源は一貫して増加（H15：786億円⇒R6：1,278億円）しており、財政運営を圧迫している。

＜京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から695億円・53%の減）＞



- このような状況の中、徹底した行財政改革と都市の成長戦略により、令和4年度決算においては、公債償還基金の取崩し等を行う「特別の財源対策」から、21年ぶりに脱却したものの、社会福祉関連経費増や景気変動リスクへの懸念等、依然、油断できない状況にある。また、これまでに計画外に取り崩した公債償還基金累計は435億円に上るとともに、行政改革推進債等の特例的な市債を発行してきたこともあり、市民一人当たりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。

市民一人当たり市債残高



【提案・要望事項】

③ 子ども・子育て支援の充実

- 1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善
- 2 こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援
- 3 放課後児童健全育成事業における常勤職員2名配置の補助要件に係る見直し
- 4 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減
- 5 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実
- 6 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

- 急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、令和6年度から3年間で集中的に実施する取組として、76年ぶりとなる保育士配置基準の改善や、保育士等の更なる処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んでいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。

1 保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

(1) 提案・要望

- 保育士配置基準の改善、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施を行うこと。また、令和6年度から公定価格において4・5歳児の職員配置基準改善のための4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存のチーム保育推進加算等との併給が認められない制度であることから、加算の併給を可能とする制度に改めること。加えて、令和7年度予算概算要求において事項要求とされた1歳児の配置基準改善に当たっては、加算の併給を不可とするような制約を設けず、職員配置の確実な向上を図ることができる制度とすること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和6年度当初予算において、市独自に約54億円を計上）。

- 令和6年度から4歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存の加算メニューであるチーム保育推進加算等との併給ができないことから、従来から同加算等の適用を受けてきた園では、配置基準が引き上げられたにもかかわらず、実態として職員体制の充実を図ることができない状況にある。これは、京都市に限らず全国共通の課題であるが、京都市においては、保育所・認定こども園・新制度幼稚園の7割がこれまでからチーム保育推進加算等を取得しているため、公定価格における加算の新設により保育士配置の改善へとつながる影響が非常に限定的となっている。

チーム保育推進加算等は、年齢別配置基準を超えてチーム保育を推進するための体制整備に充てられるものであり、配置基準の底上げとは目的が異なるため、併給を可能とするべきである。

- もとより、保育士の配置基準の改善は公定価格における基本分単価に組み込むべきものであるが、当面の措置として職員配置の改善に対する加算とする場合でも、施設側の負担軽減を図ることで配置基準の改善によって本来取り組むべき保育の質の向上につなげるため、とりわけ予算編成過程において検討される1歳児の配置基準改善に当たっては、他の加算との併給ができない等の条件を付けないシンプルな制度設計が望まれる。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
国	現行	3 : 1	6 : 1	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1
	1歳児の配置改善後 (国方針ベース)	3 : 1	<u>5 : 1</u>	6 : 1	15 : 1	25 : 1	25 : 1
京都市		3 : 1	5 : 1※	6 : 1	15 : 1	20 : 1	25 : 1

※ 1歳8か月に満たない子どもについては、4 : 1まで保育士を加配できるよう助成を実施。

2 こども誰でも通園制度の本格実施に向け、地域の実情に応じた柔軟な制度構築、及び委託単価の充実等の十分な財政支援

(1) 提案・要望

- 令和6年度における試行的事業に取り組む自治体の意見を十分に踏まえた上で、各都市の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、十分な財政措置を講じること。特に、継続的に体制を確保できるように現行の委託単価（児童1人当たり1時間850円）を充実すること。

また、本格実施に向けて、地方自治体の予算編成への反映や、事業者の必要な保育人材等の確実な確保が可能となるよう、速やかに制度の詳細を示すこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、令和8年度からの当該制度の本格実施を見据え、円滑な本格実施につなげることを目的とし、令和6年7月1日から、1次実施分として市内13施設、令和6年10月1日から、2次実施分として市内27施設、計40施設で試行的事業を実施している。

- 現行の委託単価（児童1人当たり1時間850円）は、専任の保育士を継続的に確保するには、決して十分な額ではなく、令和7年度以降も同水準に据え置かれた場合、施設が実施を見送るなど、必要な実施体制が確保できなくなるおそれがある。
- 現時点において、事業実施に関する設備及び運営に関する基準など、来年度以降の制度の詳細が明らかになっていないことから、各地方自治体が速やかに事業を展開できないおそれがあるとともに、事業者における体制確保への支障も懸念される。

3 放課後児童健全育成事業における常勤職員2名配置の補助要件に係る見直し

(1) 提案・要望

- 常勤職員2名配置に係る補助基準に月割りの考え方を導入すること。また、常勤職員の定義の一つである「1週間の総開所時間数の8割以上を育成支援の業務に従事する職員」の考え方を見直すこと。

(2) 現状・課題

- 常勤職員2名配置に係る補助基準については、「通年配置」が前提で、退職等により雇用体制が維持できない月があった場合は、本基準の適用は不可となっている。昨今、人材確保が非常に困難となっており、懸命に求人を行っても、退職後、代替職員の雇用に時間を要する場合も多い。このような実情を踏まえ、月割りの考え方の導入が必要である。
- また、当該常勤職員の定義の一つに「1週間の総開所時間数（40時間を超える場合は40時間を上限とする）の8割以上を育成支援の業務（児童への直接的な育成支援を行う時間）に従事する職員」が設けられている。

多くの都市では、土曜日の開所時間が平日の開所時間の約2倍以上（京都市では平日4.5時間に対し、土曜日10.5時間と約2.4倍）になっており、土曜日の開所時間が平日の開所時間を大きく上回る都市においては、国の想定する指定休（*）を採用した場合、「8割以上」を満たす常勤職員として取り扱うことができないため、本補助を活用することが困難であるなど、各運営団体において推し進められている働き方改革の推進に逆行する取扱いとなっている。

* 「8割以上」については、週休2日制の導入事例を念頭に、週6日開所のうち、1日を指定休とする場合を想定しての設定であることが示されている。

<国の考え方における京都市の例>

開所時間数（＝広く児童を受け入れている時間）		週当たりの総開所時間
平日	土曜日	
14:00～18:30（4.5時間）	8:00～18:30（10.5時間）	33.0時間（*）

（*）4.5時間×5日＋10.5時間＝33.0時間

… 補助対象となる常勤職員の要件（業務従事時間）：33.0時間×0.8＝26.4時間

⇒ 実際の各週における指定休は、シフト制となるが、開所時間に対する従事時間が最大となる平日の指定休の場合においても、4.5h×4日（平日）＋8h（土曜日）＝週当たりの業務従事時間は26.0時間となり、補助要件である26.4時間を下回るため、常勤職員に該当しない。

4 多子世帯をはじめとした保育所等における利用者負担額の軽減

(1) 提案・要望

- 多子世帯の負担を軽減するため、国の責任において、年齢制限、同時入所条件、所得制限を撤廃するなど、統一的な取り扱いの下、制度を再構築するとともに、地方公共団体の財政運営に支障をきたすことのないよう、必要な財政措置を講じること。また、全国一律の制度として国基準保育料の見直しを行うとともに、保育所等と幼稚園では国による無償化の対象期間が異なるため、統一すること。

(2) 現状・課題

- 多子軽減の制度について、現在の国制度では、年齢差があるきょうだいがいる場合には軽減の対象外となっており、市民の不公平感や年齢の離れた子どもを産むことに対する経済的な負担感につながっている。
- 保育にかかる費用は一部を保護者負担とし、国・県・市町村で按分しているが、保護者の経済的負担の軽減や少子化対策を目的として、ほとんどの市町村で国基準保育料から独自軽減を行っており、各自治体の財政負担が大きくなっている。国基準保育料と各市町村基準保育料の差額も大きく、また、本来、保育料は自治体間の価格競争にはなじまない性質のものであり、全国一律の制度であることが望ましい。
- 現在、無償化の対象は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもとされている。幼稚園は満3歳以降の適用となるが、保育所等は3歳児クラス以降の適用となっており、利用する施設によって保育料が無料となる時期に差が生じ、保護者間の不公平感につながっている。

5 保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

(1) 提案・要望

- 保育所等について、医療的ケア児の受入に係る指定都市の財政負担の割合が過大であるため適正化する（現行は指定都市・中核市1／3、その他市町村1／6）とともに、看護師等の配置に係る補助基準額を見直し、ニーズに応じた保育所等への看護師配置に係る十分な財政措置（1施設当たり上限額の撤廃等）を行うこと。
- 放課後児童クラブについて、看護師等の配置に係る補助基準額を見直すこと。
- 私立幼稚園について、受入に係る園の財政負担が過大であるため、保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行2／3）となるよう、補助を拡充すること。
- 市立学校について、医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、看護師の教職員定数化を行うこと。
- 保育所等や私立幼稚園、放課後児童クラブで訪問看護サービスを利用する場合は医療保険が適用されておらず、保護者の負担増に繋がることから、訪問看護サービス利用への保険適用を行うこと。加えて、放課後児童クラブにおける訪問看護利用については、国補助の対象になっていないことから、補助要件の見直し・拡充をすること。

(2) 現状・課題

- 保育所等について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市の財政負担が過大となっている。今後も積極的な受入れを進めるためには、子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合（指定都市、その他市町村ともに1／4）と同様、負担割合の取扱いを変えるべきではなく、負担割合の適正化が必要である。
- また、医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、1施設当たりでの補助基準額の上限（約11百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

<超過負担の実例（10人の医療的ケア児受入れ、総支出額約32百万円）>

補助基準額 約11百万円（上限）

国負担 約7百万円	市負担 約4百万円	市超過負担 約21百万円
--------------	--------------	-----------------

（参考）超過負担の無い実例（2人の医療的ケア児受入れ、総支出額約6百万円）

補助基準額 約6百万円

国負担 約4百万円	市負担 約2百万円
--------------	--------------

- 放課後児童クラブについて、保育所等や幼稚園とは異なり、土曜日や夏休み等の学校休業日を除き放課後児童クラブにおける児童の滞在時間が短いことや、授業・学校行事の関係で日によって利用時間帯に変動がある中で、児童の利用状況に合わせて柔軟に看護師を配置する必要があるが、現行の補助基準額の範囲では、放課後健全育成事業を行う者等が看護師等を雇用して配置することが難しい状況にあることから、看護師配置に係る補助基準の見直しが必要である。
- 私立幼稚園について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では幼稚園の財政負担が過大（国1／3、幼稚園2／3）となっており、幼稚園の2／3を京都市が単費で補助している。今後も積極的な受入れを進めるためには、保育所等での受入れと同様の国の負担割合（現行2／3）にすべきであり、負担割合の適正化が必要である。
- 市立学校について、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加し続けており、毎年新たに就学する学校に必要な看護師数名を採用し配置している現状がある。今後も看護師の配置拡大が見込まれる中で安定した配置を継続するためには、看護師の教職員定数化が必要である。

- 健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。なお、訪問看護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。
- また、ケアの頻度が少ない場合や、児童の特性等から、在宅で受ける訪問看護と同じ看護師による医療的ケアを希望される場合もあり、京都市の放課後児童クラブにおいても医療的ケア児の受入れに当たって訪問看護サービス利用をする事例が生じており、保護者負担軽減の観点から、補助要件の見直し・拡充が必要である。

6 自治体の財政力にかかわらず、全国統一の子ども及びひとり親家庭等に対する医療費助成制度の創設

(1) 提案・要望

- 全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく、すべての子どもやひとり親家庭等が等しく、安心して医療を受けられるように、自治体の意見を聞きながら、全国統一の助成制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- 子ども及びひとり親家庭等医療費支給制度は全自治体で実施されているが、自治体の独自制度であるため、一部負担金や対象年齢等が自治体によって異なることで制度が複雑化しており、他都道府県での診療には還付手続きが生じるなど市民への負担が生じている。
- 京都市では、子ども医療費支給制度について、平成5年に所得制限や回数制限を設けなかったことで創設した。以降、これまで9回にわたり制度の拡充を図っており、令和5年9月診療分からは、3歳から小学生までの通院医療費にかかる自己負担額の上限を、これまでの1か月1,500円から1か月1医療機関200円に引き下げを行った。

<参考 京都市の子ども医療費自己負担額の上限と令和5年9月診療分からの拡充内容>

	就学前		小学生	中学生
	0 ～ 2 歳	3 ～ 6 歳		
入院	1 医療機関 200 円／月			
通院	1 医療機関 200 円／月	1,500 円／月 ↓ 【拡充】 1 医療機関 200 円／月		1,500 円／月

- また、ひとり親家庭等医療費支給制度について、平成元年に母子家庭で養育される小学校卒業までの児童を対象に創設した。その後対象となる児童の年齢を18歳まで引き上げるなど対象者を拡充し、現在では生計を一にする父又は母のいない児童とその母又は父、両親のいない児童等を受給対象者としている。生計維持者の所得制限を設けているものの、受給者の自己負担はない。

【提案・要望事項】

4 教育環境の充実

- 1 教員不足と働き方改革に向けた環境改善
 - ① 教職員の給与改善及び適切な財政措置
 - ② 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善
 - ③ 産育休・病休等の取得教員増加を踏まえた基礎定数の改善等
 - ④ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減
- 2 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）
- 3 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等
- 4 不登校児童生徒支援のための校内教育支援センター支援員配置拡大に向けた財政措置の拡充
- 5 国における小中学校の給食費無償化の早期実現
- 6 GIGAスクール構想の推進に対する財政支援等
 - ① 1人1台端末環境の維持に対する十分な支援等
 - ② GIGAスクール構想の運用に要する財政支援の充実
 - ③ 児童生徒の学習活動の充実や教職員によるきめ細かな支援を実現するための、教育データの利活用の充実

- 令和6年8月に中央教育審議会において、『『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』（以下、「答申」という。）がとりまとめられ、学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教職員の処遇改善など、教職員を取り巻く環境の整備について国に答申された。なお、同月中に答申の内容を踏まえた令和7年度予算文部科学省概算要求が発表されている。
- 京都市においては、独自予算での中学校3年生の30人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育環境の充実を進めており、更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援をお願いしたい。

1－① 教職員の給与改善及び適切な財政措置

(1) 提案・要望

- 中央教育審議会の答申を踏まえ、現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、質の高い教職員の確保にも繋がる給与制度とすること。なお、実施にあたっては、教職員の給与費に係る負担を地方に転嫁することなく、教職員の処遇改善に係る取組を各地方自治体が確実に進められるよう、義務教育費国庫負担制度における各種単価の改善を含め、教職員の給与費に係る所要額について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 令和6年8月に中央教育審議会から答申された「教職調整額の『10%以上』への引上げ」等を受け、教職調整額「13%」への引上げや諸手当の充実、教職調整額引上げによる管理職の本給との逆転防止を目的とした管理職の本給の引上げ等を内容とする文部科学省の令和7年度予算概算要求が行われ、教職員の処遇改善に繋がると期待できる。国と各地方自治体が足並みを揃え、質の高い教職員の確保のための環境整備を力強く進めるためにも、自治体の財政力に左右されない教職員給与制度が構築できるよう、処遇改善を踏まえた各種単価の改善を含め、適切な財政措置が必要である。

1－② 喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

(1) 提案・要望

- 加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

(2) 現状・課題

- 通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については、平成29年度から10年をかけ、加配定数の基礎定数化が進められているが、引き続き、基礎定数化されることで、今後の児童生徒数減の影響を受け、支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。
- 共同調理場の栄養教諭の配置基準については、児童生徒数6,001人以上の場合に3名のみであるが、この基準は、栄養教諭制度創設前の2001年に改正された「学校栄養職員」の基準であり、献立作成や衛生管理、食物アレルギー対応等の給食調理に関する業務だけでなく、食に関する指導の充実や、現在の複雑化・多様化してきている学校現場での食物アレルギー対応をはじめとした個別相談指導等をきめ細かに行うことが難しいため、栄養教諭の配置基準、とりわけ共同調理場の基準の抜本的な改善を図られたい。
- 一部の加配要件が厳格であるため、十分な加配が得られていない状況にあることから、要件を緩和すること。

1－③ 産育休・病休等の取得教員増加を踏まえた基礎定数の改善等

(1) 提案・要望

- 教員の産育休・病休等による欠員補充について、年度途中での欠員を見越したうえで、年度当初から余裕のある人員配置を可能とする基礎定数の抜本的な改善を行うこと。また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化するよう充実を図ること。加えて、法改正により、産育休・病休等の欠員の代替者に教諭を充てた場合にも国庫負担金の対象とすること。

(2) 現状・課題

- 産育休・病休等の代替教員については、年度途中の確保が厳しい状況にある。現在、産育休については国からの加配定数措置があるものの、夏季休業後の取得申請者は対象外となるなど要件が厳しく、安定した学校体制の維持に向けては、病休等による年度途中の欠員を見越した基礎定数化や、現行の加配定数措置の充実などにより改善を図られたい。
- また、現行制度は代替教員が臨時的任用職員の場合のみ国庫補助対象とされている中、全国的に補充講師が不足しているため人材確保が厳しいことや、産育休取得者が経験を必要とする職務を担っている等の理由により、教諭を代替者として充てることが必要な場合も多い。

1－④ 働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

(1) 提案・要望

- 教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 教員業務支援員について、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（255 校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進にあたっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。

2 給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保（補正予算含む）

(1) 提案・要望

- 学校施設環境改善交付金における補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。文部科学省の概算要求において、公立学校施設の整備については、標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による単価改定を含め、大幅な充実を要求されているところであり、確実に実現すること。

(2) 現状・課題

- 生徒や保護者からのニーズも極めて強い、小中学校の全員制給食制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには、多額の経費を要する。整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。
- 中学校給食について、令和 5 年 1 月に岸田内閣総理大臣（当時）が「次元の異なるレベルで子育て支援、少子化対策の取組を推進する」と表明されたことや、京都市会の御指摘を踏まえ、検討会議を立ち上げ、生徒・保護者・学校へのアンケート結果を踏まえて検討を進めている（現在は選択制の給食を実施）。現在、実施方式の具体的な検討を進めているが、施設整備を行うには多額の経費を要するものの、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低いため、国における、補正予算も含めた財源の確保のもとで、実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠。

3 学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合 引上げの期間延長等

(1) 提案・要望

- 普通教室等における老朽化した空調設備の更新や、空調未設置の特別教室等への新設を進めるための、学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）や、上限額（1校あたり7,000万円/年）の撤廃を行うとともに、体育館空調についても、補助要件の拡大や、令和7年度末を期限とする算定割合の引上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）の期間延長を行うこと。また、同じく令和7年度末を期限とする緊急防災・減災事業債についても期間を延長すること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、平成18年度に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全233校）の普通教室全室への設置を完了し（指定都市で初めて小・中学校の全普通教室の冷房化を実現）、平成25年度に音楽室等の特別教室への設置を完了した。設置から約20年が経過する中、老朽化等の要因により、修繕困難な不具合が増加しており、機器の更新の計画的かつ速やかな実施と、空調未設置の特別教室等への整備も進めていく必要がある。

<参考 空調設置率（小・中学校）（令和6年度文部科学省調査）>

	普通教室	特別教室
京都市	100%	80.5%
指定都市	100%	56.7%
全 国	99.1%	66.9%

- 今後、空調設備の一斉更新が必要となる小学校・中学校が多数あることから、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合でも多額の経費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援はもとより、更なる財政支援が必要不可欠である。
- また、体育館空調については、体育館本体の断熱性能があることが補助要件であり、断熱性能を有していない既存体育館で活用するには、別途断熱に係る工事等が必要となる。既存体育館への空調整備を進めるためにも、断熱性能の有無に関わらない財政支援が必要である。京都市では、令和6年度に小・中学校の空調設備更新に向けて実施するPFI導入可能性調査の中で体育館空調の整備についても検討を行う予定であるが、国の財政支援の充実・継続が必要不可欠である。

4 不登校児童生徒支援のための校内教育支援センター支援員配置拡大に向けた財政措置 の拡充

(1) 提案・要望

- 不登校児童生徒支援のための校内教育支援センター支援員配置拡大に向け、児童生徒への指導経験を有する人材（会計年度任用職員）の任用経費に対する財政措置を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 全国同様に京都市でも不登校児童生徒が増えており、不登校児童生徒の学習環境の整備が必要である。不登校により子どもたちが学びにアクセスできないという課題を解消し、一人一人に応じた多様な支援を行っていくため、校内に教室以外の居場所を確保し、支援員配置の下、自分に合ったペースで学習・生活できる環境づくりの推進が必要である。
- 国の COC0L0 プランにおいて、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に取り組むことが重要とされている。京都市でも校内サポートルーム整備推進事業（子ども支援コーディネーターの配置等）を実施しており、有効な取組と考えているが、子ども支援コーディネーターの配置拡大には費用を要するため、現行補助金の拡充による更なる財政支援が必要不可欠である。

5 国における小中学校の給食費無償化の早期実現

(1) 提案・要望

- 自治体間の財政力の格差によって、教育の根幹に関わる給食制度の格差が生じることのないよう、次元の異なる子育て政策の象徴的な政策として、学校給食費無償化を実現するため、所要経費の財源を国の責任において全額確保し、地方自治体に交付すること。

(2) 現状・課題

- 令和5年12月の「こども未来戦略」で示された、全国ベースでの学校給食の実態調査が令和6年6月に公表された。今後、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理や具体的方策の検討がなされることとされている。
- 仮に、定額又は一定の補助率による財政措置となった場合、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じることが想定される。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要である。なお、仮に京都市で無償化を行う場合、小中学校を合わせて少なくとも年間約46億円の経費が必要と試算している。

(参考) 京都市における給食に係る保護者負担軽減の取組

- ・ 就学援助世帯の給食費については全額公費で負担（令和5年度決算：約6億円）
- ・ 給食用食材費高騰への対応（令和6年度当初予算：4.4億円）

6－① 1人1台端末環境の維持に対する十分な支援等

(1) 提案・要望

- 1人1台端末整備に対する国庫補助について、高等学校段階も含めてランニングコスト及び旧端末の処分等に係る費用に対し、十分な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 1人1台端末の更新にあたっては、補助単価を1台あたり5.5万円に引き上げるとともに、予備機15%分も補助対象に加えていただくなど、国による支援は拡充されている。

- しかし、高い使用頻度により 1 人 1 台端末の故障が多く、修理費等が財政を圧迫している現状の中で、端末保守費用や予備機 15%を超過する分の整備費用は補助対象となっていないほか、高等学校段階における生徒 1 人 1 台端末については、補助対象とされておらず、保護者負担となっている状況。

6－② GIGA スクール構想の運用に要する財政支援の充実

(1) 提案・要望

- ICT 支援員については、1 校に 1 人の配置とし、管理等を行う教育委員会事務局にも適切に人員を措置すること。また、GIGA スクール運営支援センター整備事業を令和 7 年度以降も補助事業とするとともに、補助額の上限を撤廃または引き上げること。

(2) 現状・課題

- ICT 支援員については、令和 6 年度までは 4 校に 1 人配置分が地方財政措置されているが、学校現場の ICT 利活用促進のためには、少なくとも ICT 支援員を 1 校に 1 人配置し、日頃の ICT に関連するトラブルへの迅速な対応、機器の適切な維持・管理を行うことで学校が安心して ICT の利活用に取り組める環境を維持することが必須。現状、ICT 支援員不在時は教員が ICT 支援員の業務に対応しており、教員の負担が相当なものとなっている。多忙な教員の働き方改革にもつながるため、ICT 支援員に対する更なる財政支援が必要。
- GIGA スクール運営支援センター整備事業は令和 6 年度までで補助事業終了予定である。さらに、現行制度においては補助上限が定められていることから、京都市の実施している取組のすべてを補助対象とすることができていない（補助対象となる事業経費 126,957 千円のうち、補助は 33,418 千円（1／3 補助））。GIGA スクール運営支援センターは 1 人 1 台端末の環境維持及び利活用促進において必須の取組であり、補助事業を継続することはもちろん、更なる支援の拡充が必要。

6－③ 児童生徒の学習活動の充実や教職員によるきめ細かな支援を実現するための、教育データの利活用の充実

(1) 提案・要望

- システム・ソフトウェアが保有する教育データのシステム間の連携を容易にする各種データ規格の標準化の推進及び事業者への働きかけを実施するとともに、効果的な分析活用など、成果事例・ノウハウを共有すること。

(2) 現状・課題

- 保有する教育データのシステム間の連携を容易にする各種データ規格の標準化が進んでいないため、各校において、様々なシステム・ソフトウェアが取り扱うデータを一覽的に容易に把握できる環境が無く、データ利活用によって児童生徒の学習の充実等につながった成果事例やノウハウも不足しており、自治体単位での取組の推進が困難な状況である。そのため、国において、教育データの利活用を充実させるために、より実効的な取組が必要である。

【提案・要望事項】

5 福祉施策の更なる充実と十分な財政支援

- 1 障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善
- 2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

- 今般、障害福祉サービスに係る十分な財政措置に関し、国庫負担基準の見直し等、超過負担の解消に向けた適切な財政措置が行われるよう提言してきたところである。
令和6年度の障害福祉サービス等報酬改定において、国庫負担基準の見直しをしていたことについて改めて御礼申し上げる。
- しかしながら、令和6年度の国庫負担基準の見直しによる、超過負担の改善幅はわずかであり、超過負担の抜本的な改善には至っておらず、政府が推進している障害者の地域移行を進めれば進めるほど地方自治体の超過負担が増える構造は変わっていない。
また、サービス報酬や国庫負担基準は原則3年に1回、見直されるが、令和4年10月に臨時的に実施された処遇改善の際には、サービス報酬のみ引き上げられ、国庫負担基準は改定されなかったことが、超過負担拡大の要因となっており、今後、臨時のサービス報酬改定が行われた場合、超過負担の更なる拡大が懸念される。
- 上記に加え、引き続く物価高騰や、春闘において数十年ぶりの水準でベースアップが行われる中で、介護事業者等からは「経営や人員確保が厳しい」との声が聞かれているところであり、以下のとおりお願いしたい。

1 障害福祉サービス（訪問系サービス）における国庫負担金の不足による超過負担の改善

(1) 提案・要望

- 居宅介護（ホームヘルパー）、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎とする財政措置を行うこと。
上記を実現するまでの対応として、速やかに以下の措置を講じること。
 - ・ 居宅介護の介護保険対象者の国庫負担基準単位について、障害支援区分5、6の単位数を引き上げるとともに、障害支援区分1～4の国庫負担基準を創設すること。
 - ・ 介護保険対象者に加え、介護保険非対象者の重度訪問介護利用に係る障害福祉サービスの国庫負担基準について、実態に応じて引き上げること。
 - ・ 処遇改善等によりサービス報酬を改定する場合は、その都度、国庫負担基準に反映すること。

(2) 現状・課題

- 各市町村においては、個々の障害の程度や状態に応じて適切なサービス量の決定を行っている中、利用者の増加、障害の重度化や家族の高齢化により、必要なサービス量の増加が進展している。
- 障害者総合支援法において、障害福祉サービス費用は、国が費用の1/2を負担することが義務付けられている（地方財政法第10条で定める国庫負担金）一方、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、法の趣旨を超え、政令において別途設定された国庫負担基準に基づき、国の負担範囲を限定しており、市町村の支給決定と国庫負担基準が大きく乖離している。
- このため、市町村に多額の超過負担が生じており（指定都市の総額で241億円（令和4年度実績））、地方財政法第18条で規定されている「必要で且つ十分な金額を基礎として」算定されるべき国庫負担金が、全くあるいは十分に算定されていない状況である。このような現行の国庫負担基準は、国が地方公共団体に負担を転嫁することを禁止する地方財政法第2条第2項の規定にも反するおそれが強い。

（参考）京都市における超過負担の推移

（単位：億円）

年度	訪問系サービスの利用者数	訪問系サービス給付費(A)	国基準額(B)	国負担額(C)=B×1/2	府負担額(D)=B×1/4	本来市負担額A×1/4	超過負担額(A-B)×3/4
R2	6,275人	132.2	102.5	51.0	26.0	33.1	22.3
R3	6,492人	148.5	109.3	55.0	27.0	37.1	29.4
R4	6,980人	164.2	118.5	59.0	30.0	41.0	34.2
R5	7,599人	187.6	128.8	64.0	32.0	46.9	44.1

- とりわけ、65歳以上の場合、居宅介護は、同様のサービスがある介護保険制度を優先利用してもなお不足する分を障害福祉サービスで上乗せすることが認められているにもかかわらず、以下のとおり、十分な国庫負担金が支給されていない。
- ・ 新設された単位数は、介護保険非対象者の基準に比べて著しく低い。
- ・ 新設された区分6の単位数をヘルパー支援（身体介護）の時間に換算すると、月3時間程度にしかならず、それ以上利用した場合は、超過分はすべて市町村負担となる。

【令和6年度見直しによる単位数の新設】

障害支援区分	65歳未満の障害者	65歳以上の障害者※	
		令和5年度以前	令和6年度以降
区分1～4	6,410～14,320単位	対象外	対象外
区分5	20,980単位		1,100単位
区分6	28,800単位		1,810単位

※ 介護保険で一定のサービスを利用可能

【65歳以降も居宅介護の利用が必要な方の場合の具体例】

64歳の場合：障害サービスを90時間（3時間/日×30日）利用

65歳の場合：介護保険で30時間

障害サービスで60時間利用

（うち3時間分のみ措置（今回拡充）、57時間分は超過負担）

- 65 歳以上か未満かに関わらず、重度訪問介護の国庫負担基準と実際の利用時間には大幅な乖離があり、利用者一人あたり多額の超過負担が発生する。

重度訪問介護による24時間介護を必要とする場合のイメージ

< 6 4 歳以下 >				< 6 5 歳以上 >			
歳出	約2, 200万円			歳出	約2, 200万円		
歳入	国 350万円	府 175万円	市	歳入	国 115万円	府 58万円	市
			1, 125万円 超過負担		550万円 本来負担		

2 福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

(1) 提案・要望

- 介護・障害福祉サービスのニーズは今後も増加が見込まれるが、他産業よりも賃金が低い等の状況もあり、深刻な人材不足の状況にある。これらのサービス提供に必要な福祉人材を安定的に確保していくため、他産業の賃上げ率を上回る処遇改善を間断なく実施すること。
- 令和6年度の報酬改定の影響について、減額改定した訪問介護事業所をはじめとする介護事業者等の現場の実態を速やかに調査・検証すること。その結果、介護従事者の処遇の改善及び経営の安定化に資する対策を早急に検討し、必要があると認めるときは、3年に1度の報酬改定の時期を待たずして速やかに措置を講じること。また、介護報酬の増額改定等を行う場合は、保険料や利用者負担の引上げにつながらないように全額国庫で賄うなど、必要な措置を講じること。

(2) 現状・課題

- 令和4年度厚生労働白書によると、介護・障害関係の平均給与は月額換算で29万円程度となっており、全産業平均の35.5万円を2割程度下回っている。
- 政府は、物価安定の目標を消費者物価指数の前年比上昇率+2%と定めるとともに、物価上昇を上回る所得増（賃上げ）を掲げている。
- 介護・障害福祉サービスでは令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップが行われるよう報酬改定が行われているが、令和6年（2024年）春闘の平均賃上げ率は+5.1%となっており、介護・障害関係と全産業との給与の差がより一層拡大することが懸念される状況。

【提案・要望事項】

6 地域手当の見直しに関する要望

- 1 保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持**
- 2 地方自治体の人材確保に向けた財政措置**

- 令和6年8月に発表された令和6年人事院勧告では、国家公務員の地域手当の大きくくり化や級地区分等の見直しが表明された。
- 当該見直しにより、保育士・幼稚園教諭、福祉人材や地方自治体の人材の確保に支障を生じる恐れがあることから、以下のとおりお願いしたい。

1 保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持

(1) 提案・要望

- 地域区分の変更により保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等が低下する地方自治体については、保育士・幼稚園教諭、福祉人材確保の取組に支障が出ることがないように、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、現行の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講ずること。

(2) 現状・課題

- 保育所等の公定価格や児童養護施設等の措置費、介護・障害福祉サービスの報酬については、国家公務員の地域手当に準拠し、地域区分が定められている。
- 保育士・幼稚園教諭、児童養護施設等職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較し、低い傾向にある。
- 京都市においては、現行の地域区分に基づく処遇であっても、人材確保が困難になってきており、関係団体からは、他産業との賃金格差の解消や人材確保対策などを求める要望が京都市に対してなされている。
- 今回の見直しは、この間の処遇改善の流れに逆行することになりかねず、人材確保に支障を生じる恐れがあることから、現行の処遇水準を維持できるような措置が必要である。

2 地方自治体の人材確保に向けた財政措置

(1) 提案・要望

- 今回の国家公務員における地域手当の見直しに伴い、人事委員会勧告等に基づく適切な給与水準の確保及び人材の確保に支障が出ることがないように、必要な財政措置を行うこと。

(2) 現状・課題

- これまで、普通交付税の基準財政需要額の算定に当たっては、国家公務員に適用される級地区分及び支給割合に基づき算定されており、今回の国の地域手当の見直しで支給割合が引き下がることとなる地域については、見直し前より交付税額が減少することが懸念される。
- 地域手当を含む職員の給与水準については、市内民間事業所と均衡させる必要があり、これに係る需要額が普通交付税の基準財政需要額に考慮されない場合には、人事委員会勧告等に基づく給与水準を維持して人材を確保するための財源を確保することが困難となる。

【提案・要望事項】市・府共同提案

7 文化芸術に対する一層の支援等

- 1 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け
- 2 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェア等の開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援
- 3 文化財の修理や耐震対策に係る国補助対象の拡充等
- 4 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進
- 5 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

○ 文化の力で日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組を進めている。また、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）へと繋いでいく必要もある。

京都市としては、文化庁移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

1 メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点である「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け

(1) 提案・要望

- 京都国際マンガミュージアムを、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に掲げる機能のうち、メディア芸術コンテンツの資料の活用や人材育成などの役割を担う重要拠点として位置付けること。

(2) 現状・課題

- 京都国際マンガミュージアムは、平成18年の開設以降、マンガ資料の「収集・保存」に加えて、マンガ資料を「活用」した展示・催事や調査研究に取り組んできた。
- また、京都市は、平成24年から「マンガ・アニメを活用した新たなビジネスの創出支援」、「クリエイターの育成支援・雇用機会の創出」、「若者・外国人をはじめとした新たな観光客の掘り起こし」、「コンテンツ都市・京都のブランド向上」を目的に「京都国際マンガ・アニメフェア」を開催。今年で13回目を迎え、関西圏のみならず、首都圏、東海地方などの日本全国、更には海外から、総勢3万6千人（令和5年度実績）が来場する、西日本最大規模のマンガ、アニメ、ゲームの総合イベントに成長している。

- さらには、CG アニメ、コミックのコンテストやマンガ出張編集部、アニメ制作のワークショップ、市内コンテンツ企業の合同就職説明会など、「人材育成」「就業支援」に資する取組も実施している。
- メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想では、マンガ、アニメ・特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の収集・保存・デジタル化、調査研究、人材育成・教育、国内外への情報発信、展示・利活用、普及交流の機能を有する拠点の整備に向けて取り組むこととされており、京都におけるこれまでの取組実績を踏まえ、京都国際マンガミュージアムをメディア芸術コンテンツの資料の「活用」や「人材育成」などの役割を担う重要拠点に位置付けることは、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想の効率的・効果的な推進に貢献できるものと考ええる。

2 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）と連携した、オール京都によるアートフェア等の開催への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

(1) 提案・要望

- 大阪・関西万博と連携したアートフェア等の開催への支援、京都ならではの新たな夜の魅力や価値の創出・発信（ナイトカルチャー）を一層推進するための支援、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動への支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援を行うこと。

(2) 文化行政の一層の推進に向けて

- 京都市では、アート市場の活性化、更には京都の国際的なアート拠点としてのブランド確立を目指し、大阪・関西万博の開催とも連携した、オール京都によるアートフェア等の開催に係る検討を進めている。民間のアート市場関係者等も巻き込んだ、世界に通用するアートフェアや国際的に発信力のあるアートイベントの開催を通じて、京都や日本文化の魅力を国内外に発信していくために、国と全面的にタイアップした取組となるよう、様々な支援をいただきたい。
- また、コロナ禍からの回復を受け、国内外から多くの観光客が京都を訪れている中、大阪・関西万博を契機として文化観光の一層の推進等を図り、京都の魅力を更に高める必要がある。

京都市では、新たな夜の魅力や価値の創出を京都から全国に提案することを目的に、文化庁に「文化観光推進本部」が設置されて初の共催事業であるシンポジウム「京都から日本の夜の価値創造を考える」を令和6年1月に開催した。

令和6年度からは、京都市京セラ美術館をコアに、京滋の複数の美術館や博物館、（公社）関西経済連合会をはじめとする経済界で組織する実行委員会により、美術館等の夜間活用を広域で展開する取組などを行っている。

日本各地には、それぞれ地域の特性に応じた夜の魅力があり、京都における取組が、地方創生の更なる推進につながる全国のモデルとなり得ることから、取組の円滑な推進に対する支援を求めたい。

- 加えて、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化復元・活性化共同プログラム」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。文化庁においては、令和6年度の新規事業である「文化財保存等のための伝統技術継承等事業」と本プログラムの共同実施や京都市と連携した情報発信など、日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれない。

3 文化財の修理や耐震対策に係る国補助対象の拡充等

(1) 提案・要望

- 文化財の保存修理・整備や防災施設整備、維持管理、耐震対策等に要する費用負担について、現在は国宝・重要文化財のみが国の補助対象であるが、国民の共有財産である地域の文化財を確実に次世代へ継承するため、それ以外の文化財（都道府県・市町村指定文化財等）の整備・対策も、補助対象になるよう対象を拡充、もしくは新たに補助金を創設すること。

(2) 文化財の保存・活用に係る取組の一層の推進

- 京都市の指定・登録文化財数は、537件（政令市第1位、令和6年度当初）となっている。また、市指定により価値が明らかになったことで、国指定となるケースもあり、所有者をはじめとする関係者の尽力により守り伝えられ、地域の活性化に大きな役割を果たしている。
- しかし、文化財の保存には多額の費用を要することから、補助金の予算確保に苦慮しており、比較的緊急度が低い事業については延期し、緊急度が高い事業についても要望額に上限を設定せざるを得ない状況にある。
- 京都市の特徴として、密集市街地や細街路、木造建築物が多いことなどの防災リスクも高く、建造物をはじめとする文化財の健全化及び耐震対策に力を入れて取り組む必要があるが、事業経費が高額となる根本修理などの大規模事業については、所有者負担が大きすぎることから、その多くが実施困難な状況に陥っている。また、近年、地震が頻発する中、文化財の健全化・耐震対策は速やかに取り組むべき課題であるが、特に、京都市の文化財建造物は、そのほとんどが遅くとも100年以上前のものであるため、耐震性を備えたものがほとんどなく、耐震対策が急務である。
- 文化財を適正な周期に基づき保存し、その活用を図るとともに、国民の共有財産として確実に次世代へ継承するため、京都市が実施する文化財の保存・活用の取組について、ぜひとも支援を充実していただきたい。

4 文化庁予算の抜本的拡充、並びに「食文化推進本部」・「文化観光推進本部」における一層の政策立案の推進

(1) 提案・要望

- 我が国においては、文化支出がフランスの6分の1、韓国の4分の1程度（2023年時点）に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充すること。

予算拡充に当たっては、文化観光に資する目的税である「国際観光旅客税」の増額等により、増収を図られたい。

- 企画立案機能を強化するため設置された食文化推進本部及び文化観光推進本部において、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を一層推進すること。

(2) 文化庁予算の状況

- 令和6年度の文化庁の当初予算は1,062億円（対前年度比100.1%）であり、令和5年度補正予算では303億円が措置されるなど充実が図られているものの、日本の国家予算に占める文化支出の割合は、諸外国に比べると低い。

（諸外国との文化支出の比較（2022年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日 本	1,098 億円	0.10%
フランス	5,928 億円	0.81%
韓 国	4,954 億円	1.21%

（出典）令和5年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」

- 文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるためには、文化関係予算を抜本的に拡充のうえ、文化政策の更なる推進が必要である。

(3) 食文化推進本部及び文化観光推進本部による一層の政策立案の推進

- 食文化と文化観光は、京都で千年以上にわたり育まれてきた分野であり、食文化においては、日本料理アカデミー等による先導的な取組や京料理の保存・継承のための体験事業が活発に行われており、文化観光においては、京都市内の文化財のユニークベニユーとしての活用も進んでいる。
- 文化庁においては、二条城や旧三井家下鴨別邸等における文化財の保存と活用的好循環の事例を、文化財の活用促進に係る事業のモデルにしている。
- 全国に先駆けて実施する京都市の食文化及び文化観光に関する取組を、地方創生の起爆剤となるよう、日本中の自治体に展開していただくとともに、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を通じて、「文化芸術立国・日本」の実現に積極的に取り組まれたい。

5 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

(1) 提案・要望

- 文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センター（仮称）を京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組を推進すること。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、定期的な意見交換をお願いしたい。
- また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能を京都に設置すること。

(2) 国立文化財修理センター（仮称）の京都市への設置

- 現在、国において、国立文化財修理センター（仮称）の京都への設置を目指し、検討が進められている。また、岸田内閣総理大臣（当時）は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを 2030 年度までを目途に整備すべく、必要な取組を進めていく」と発言されている（令和 5 年 3 月）。
- 実現に当たっては、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

(3) 文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人等の広報発信・相談機能の京都設置

- 第 4 回文化庁移転協議会（平成 29 年 7 月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、独立行政法人の広報発信・相談機能の京都への設置に向けて、ニーズの把握や情報発信等に取り組まれない。

【提案・要望事項】

- 8 持続可能な観光の実現に向けた支援の充実
- 1 市バス・地下鉄の観光課題対策への支援
 - ① 市民優先価格（市バス等）の制度構築に向けた支援
 - ② 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実
 - ③ 交通DXの一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し
 - 2 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実
 - 3 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用
 - 4 混雑緩和に向けた都市機能の強化、事業者と連携した取組等への支援
 - ① 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援
 - ② 混雑緩和のための事業者連携への支援、混雑の平準化の取組（MaaS等）への支援
 - ③ クルマ利用者の行動変容に係る取組強化への支援
 - 5 観光・交通の担い手確保に向けた支援
 - ① 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援
 - ② 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

- 国においては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組を包括的に支援する「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」の先駆モデル地域に、京都市を認定していただいたことに御礼申し上げる。
- 京都市では、2025年に開催する大阪・関西万博も見据え、ソフト、ハード両面での対策を進めているところであるが、持続可能な観光の実現に向けては、地域の実情を踏まえた、国からの支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

1-① 市民優先価格（市バス等）の制度構築に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光課題対策に資する市バス・地下鉄の市民優先価格の制度構築に向けた支援をお願いしたい。

(2) 現状・課題

- 京都市では、コロナ禍前から観光地沿線の市バス路線で混雑が発生している状況の中、観光課題対策として、市民利用と観光利用の棲み分けを図るため、道路運送法の制度改正を受けた全国初の取組である「観光特急バス」を新設した。
- さらに、全国初のパイロットプロジェクトとして、「市民優先価格」を設定したい。観光都市であることのメリットを市民に還元し、市民と観光客が共存する機運の醸成に繋げ、観光課題対策に寄与する重要な取組であることから、制度構築に向け、引き続き、本市との緊密な連携、積極的な支援をお願いしたい。

1－② 市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

(1) 提案・要望

- 観光課題対策として実施する、市バス車両の増車による輸送力増強、市バス車両・バス停の改修など、混雑対策や受入環境整備に資する事業への支援を充実すること。その際、事業期間が複数年度にわたる事業も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

(2) 現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行や円安を背景とした外国人旅行者等の観光需要の本格化もあり、市バスの一部路線・時間帯において混雑が生じることにより、バス停でお待ちのお客様がご乗車いただけない等の課題が生じている。市バス車両の増車による輸送力増強や市バス車両・バス停の改修による受入環境整備を推進し、対応していく必要があるが、国の補助制度が十分ではないことから、更なる財政支援が必要である。

1－③ 交通 DX の一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し

(1) 提案・要望

- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、「混雑の見える化」などの市バスの運行情報のオープンデータ化や、キャッシュレス決済の機能拡充等、交通DXを一層推進する事業等の予算を大幅に増額すること。その際、事業期間が複数年度にわたるシステム開発等も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

(2) 現状・課題

- 京都市では、市バス車内の混雑情報や市バスの走行位置等の動的情報について、オープンデータ化を進めており、令和6年度から、市バス車内の混雑度の見える化を行うため、混雑度を計測するカメラセンサを車内に設置するとともに、車両搭載のGPSデータを活用し、市バス車両の走行位置などの運行情報や車内混雑度を発信する取組を実施していく。現行制度では、補助対象が単年度事業となっているが、システム開発は複数年度にわたるものが多く、補助対象外となっているため、複数年度にわたる事業にも補助を行うことが必要である。

2 観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

(1) 提案・要望

- 「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」補助金を創設していただいたところであるが、令和7年度以降も京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客に対する積極的なマナー啓発に取り組むとともに、更なる支援の拡充に取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 京都市では、新たに創設された補助金を活用し、手ぶら観光の推進に向け市内宿泊施設等を巡回する専用バスを運行する実証事業や、観光地の集中緩和の一環として嵐山地域から比較的混雑していない嵯峨地域に観光客の誘導を図るデジタルマップの作成など、観光課題対策の取組を推進している。

- 観光課題対策については、単年度で対応できるものではなく、継続的に施策を実施していく必要がある。また、インバウンドが更に増加すれば、観光課題が今後、より一層深刻化する可能性があるため、取組を強化・充実していく必要がある。
- また、京都市では、外国人観光客のビッグデータを活用し、精度の高い混雑予測を提供する「京都観光快適度マップ」の掲載情報の充実や、国や事業者等との連携のもとでのデジタルサイネージを活用したマナー啓発、手ぶら観光促進に関する、ネットでの発信強化などを実施しているが、今後、京都府等とも更なる連携を進め、観光課題対策に取り組んでいく。国においても、外国人観光客に対して、日本のマナー・文化・風習への理解を促すため、宿泊施設や電車・バス等のサイネージで放映されている啓発動画を入国等の水際においても放映するなど、積極的なマナーの周知啓発を実施していただきたい。

3 国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用

(1) 提案・要望

- 観光立国実現に向けて創設された国際観光旅客税の増収を図り、顕在化する観光課題への対策の強化・拡充に活用するとともに、文化政策への活用拡大により文化予算を抜本的に拡充すること。

(2) 現状・課題

- 平成 31 年 1 月に創設された国際観光旅客税の用途は法により規定され、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域固有の文化・自然等を活用した新たな観光コンテンツの拡充などに活用されている。
- コロナ禍後、観光需要が急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯においては、過度の混雑やマナー違反によって地域住民の生活への影響や旅行者の満足度低下への懸念も生じている。国においても、補正予算を編成され、京都市を含む地方自治体と連携し、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づく取組を進められているところである。
- 観光誘客の推進はもとより、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりを実現するためにも、国際観光旅客税の増収を図り、喫緊の課題である観光課題対策の強化・拡充に活用していただきたい。
- さらに、諸外国と比べて少ない我が国の文化予算の抜本的な拡充に向け、国際観光旅客税の活用を図られたい。

4－① 京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

(1) 提案・要望

- 安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。また、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生しており、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。そこで、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携し、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進め、交通結節機能の強化等を確実に実現したい。そのため、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、今後も国からの十分な財政措置が必要である。
- 人流の更なる分散化を進めて、京都駅一極集中の緩和を図るためには、京都市域の充実した鉄道ネットワークを最大限活用し、京都市内の JR 駅や地下鉄に加え、私鉄も含めて取組を拡大していく必要がある。こうした取組の一環として、京都駅の代替となりうる主要な交通結節点とその機能強化（ターミナル機能の強化等）を具体化していく際には、鉄道事業者等への積極的な支援が必要である。

4－② 混雑緩和のための事業者連携への支援、混雑の平準化の取組（MaaS 等）への支援

(1) 提案・要望

- 一部地域の混雑の緩和を図るためには、各地域公共交通事業者の取組が不可欠であることから、各事業者の積極的な取組を促すとともに、各事業者が連携して行う取組を支援すること。また、行政・関係交通事業者が一丸となって取り組む MaaS など、市内公共交通ネットワークにおける混雑の平準化に係る取組に対して、支援すること。

(2) 現状・課題

- 分散化に繋がる推奨ルートの情報発信等については、事業者単体で行うものでは限界があるため、統一的で分かりやすく、観光客により一層伝わるよう、構内デジタルサイネージによる見える化・分散化の促進、印刷物、アプリの活用など、事業者間の垣根を越えた取組についての支援が必要である。また、MaaS に取り組む事業者に対して、更なる投資を誘導するような支援が必要。

4－③ クルマ利用者の行動変容に係る取組強化への支援

(1) 提案・要望

- クルマ利用者の行動変容を進めるため、ビッグデータ・オープンデータの分析・活用、インセンティブの付与等を通じた、パークアンドライドの更なる推進など、クルマ利用者の行動変容に係る取組強化に対して支援すること。

(2) 現状・課題

- この間、「人と公共交通優先のまちづくり」に資する取組により、クルマ利用中心のまちと暮らしからの転換が進んでいたが、コロナ禍もあり、マイカーによる観光客の入洛が増えている（R1：9.0%→R5：9.3%）。

- 道路渋滞・混雑の緩和のため、クルマ利用者の行動変容を促すうえでは、その利用実態を可能な限り推測・把握し、その状況に応じて柔軟に働きかけを行っていくことが必要である。

5－① 観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

(1) 提案・要望

- 観光事業者の担い手不足の解消に向けて、観光事業の担い手のイメージ向上に係る取組への支援や、担い手の確保及び業界への定着に向けた育成及び安定した雇用環境づくりへの支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 全国的に正社員、非正社員共に、人手不足を感じる事業者の割合は高止まり傾向が続き、とりわけ「旅館・ホテル」「飲食店」は高水準が続いている。
- 京都市においては、令和5年度補正事業、令和6年度事業で担い手確保に向けた取組を行っているところではあるが、業界団体から依然厳しい状況にあると聞いており、引き続き支援が必要な状況との認識をしている。
- なお、京都市観光協会が実施した「観光業界における人手不足についての調査」（令和5年8月公表）の結果によると、回答した152事業者の7割以上が担い手不足を感じており、特に「接客」職の担い手不足が顕著であった。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数がコロナ禍前（2019年）比で減ったと回答した事業者の割合：65.1% ・人手不足を「とても感じる」または「感じる」と回答した事業者の割合：71.3% ・不足している上位3職種：接客…46.0%、営業・渉外…34.0%、調理…22.7% |
|---|

- 観光庁の令和7年度予算概算要求において、「観光地・観光産業における人材不足対策」について大幅な充実を図られているところであり、確実な実施をお願いしたい。

5－② 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス・タクシー事業者の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの運転士の労働環境改善を目的とした制度改正の影響等もあり、担い手不足は深刻化する一方である。京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出したところである。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。

- 全国の大型二種免許保有者は令和5年に約78万人いるが、毎年、約2万人ずつ免許保有者が減少し、免許保有者のうち過半数（59.8%）の人が60歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和6年には約2.1万人、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。令和5年のバス運転士の年間所得額は453万円で、全産業平均507万円より約1割低い状況にあり、こうした実情も、運転士不足に拍車をかけているものと考えられる。
- 京都府内においても、公共交通の担い手不足は深刻化しており、この間、京都府内の大型二種免許交付件数は約4割減少（令和元年：275人→令和5年：174人）し、京都市域の法人タクシー運転者登録数は約2割減少（令和元年度：7,953人→令和5年度：6,295人）している。

【提案・要望事項】

⑨ 持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等

- 1 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- 2 まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大
- 3 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築
- 4 白タク行為への実効性のある対策の検討
- 5 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実
- 6 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

- 国においては、この間、地域公共交通の維持・確保や、利便性・効率性の向上に資する予算を大きく確保いただき、御礼申し上げる。
- 社会にとって重要な役割を果たし、必要不可欠である地域公共交通を将来にわたり持続可能なものとするためには、自治体による支援はもとより、国による十分かつ安定的な支援が必要不可欠であり、以下のとおりお願いしたい。

1 地域公共交通事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

(1) 提案・要望

- 深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス・タクシー事業者の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

(2) 現状・課題

- 令和6年4月からの運転士の労働環境改善を目的とした制度改正の影響等もあり、担い手不足は深刻化する一方である。京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和6年9月に「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出したところである。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。
- 全国の大型二種免許保有者は令和5年に約78万人いるが、毎年、約2万人ずつ免許保有者が減少し、免許保有者のうち過半数（59.8%）の人が60歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和6年には約2.1万人、令和12年には約3.6万人の運転士が不足すると見込まれている。令和5年のバス運転士の年間所得額は453万円で、全産業平均507万円より約1割低い状況にあり、こうした実情も、運転士不足に拍車をかけているものと考えられる。

- 京都府内においても、公共交通の担い手不足は深刻化しており、この間、京都府内の大型二種免許交付件数は約4割減少（令和元年：275人→令和5年：174人）し、京都市域の法人タクシー運転者登録数は約2割減少（令和元年度：7,953人→令和5年度：6,295人）している。

2 まちづくりと連動した「共創」の取組を強化するための予算枠の拡大

(1) 提案・要望

- 持続可能な公共交通の構築に向けて、交通を地域の暮らしと一体として捉え、まちづくりと協働した取組を進めていくため、交通事業者間のみならず、地域の多様な関係者の協働による取組への支援を充実すること。

(2) 現状・課題

- 人口減少の本格化や公共交通を支える担い手不足の深刻化など、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す中、交通ネットワークの維持・確保を図るには、交通事業者間の連携に加えて、交通以外の分野とも垣根を超えて連携し、それぞれが「自分ごと」、「みんなごと」として考え、地域全体で取り組む必要がある。
- この間、数多くの交通事業者がネットワークを構築しているという「京都ならではの」の特徴をいかし、事業者間の連携による取組が進められてきた。
- さらに、京都市西部に位置する洛西地域においては、まち開きから47年を経過した洛西ニュータウンを中心とした地域の活性化に向けて、令和5年度に「洛西“SAIKO”プロジェクト」を立ち上げ、軸となる取組の一つである「交通のバージョンアップ」の実現に向けて、運賃制度のシームレス化やまちづくりの動きと連携したバス路線の再編に取り組んでいる。
 - ※ 本取組は、国の「共創・MaaS 実証プロジェクト」の共創モデル実証運行事業の一つに採択いただいた。
- 京都市では、令和6年度に、東部に位置する山科区・伏見区醍醐地域において、地域の持つ魅力や活力を最大限生かし、活性化に向けた取組を進めるため「meetus 山科－醍醐」を立ち上げ、多様な関係者が連携しながら、交通環境の充実にも取り組むこととしている。
- 厳しい状況にある地域公共交通の維持・確保が全国的な課題となっており、「共創・MaaS 実証プロジェクト」等の、地域の多様な関係者の協働による取組への支援に対する需要が高まっていることから、予算枠の拡大が必要である。

3 地域の実情や課題を踏まえた、ライドシェア事業の制度の構築

(1) 提案・要望

- ライドシェアに関しては、エリア、時期・時間帯によりタクシーに乗りにくいという、京都市が抱える課題の解決につながることを期待される一方で、京都市の実情を踏まえれば、次の３点につき配慮をしていただきたい。
 - ・ 利用者の安全・安心が確保されるよう、ドライバーの運行管理や車両の点検整備が徹底されること
 - ・ 観光ピーク時に、東山や嵐山などに車両が集中するなど、市民生活や道路交通に支障をきたさないこと
 - ・ 収益性の高い部分だけ参入し、地域の足を広く担う鉄道やバス、タクシー事業者の経営や雇用に悪影響を及ぼさないことについては、真に市民の足の確保となる効果的なものとなるよう、地域における実情や課題を踏まえ、その実情を反映した制度設計とすること。

(2) 現状・課題

- 令和６年４月から開始されたタクシー会社が主体となるライドシェアの仕組み（日本版ライドシェア）は、京都市の実情を踏まえてもよく吟味されたものと考えている。しかし、京都市内といっても、エリアによって交通手段の確保などの課題は全く異なり、都市部や人が集まる場所の収益率が高まることは明らかである。国において、「交通空白」解消本部を立ち上げられ、日本版ライドシェアのバージョンアップに向けた検討が行われている中、都市の中心部のみならず、タクシーが不足しがちな周辺部・郊外部にも、広く市民の移動機会を確保されるよう配慮されることが必要である。

4 白タク行為への実効性のある対策の検討

(1) 提案・要望

- 国の許可を得ず、一般のドライバーが自家用車を使って有料で乗客を送迎する違法行為（いわゆる白タク行為）について、実効性のある対策を検討すること。

(2) 現状・課題

- 訪日外国人観光客が多数訪れる京都市内の観光地や主要駅等においては、白タク行為が疑われる車両が、時期や曜日を問わず日常的に見受けられる状況にある。
- 白タク行為が、タクシーが客待ちできない道路や駅の乗降場等において行われることで、混雑が生じ、他の車両の通行に支障をきたすほか、タクシー事業者や物流事業者、観光事業者等から、「違法な白タク行為により事業活動が阻害されている」との苦情が京都市に寄せられている。
- 白タク行為は、金銭の受け渡しを立証する必要があるなど、摘発等を行うことは難しい状況であると認識しているが、違法行為によって市民生活や事業活動への影響が生じているため、更なる対策が求められる。

5 幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

(1) 提案・要望

- 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を行うとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助の創設など、更なる制度の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 以下のバス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

《幹線補助路線》

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）、京阪バス（京都比叡平線）

《フィーダー補助路線》

京都市北区雲ヶ畑バス「もくもく号」、京都市山科区小金塚地域循環バス（予定）



京阪京都交通
（原・神吉線）



西日本 JR バス
（高雄・京北線）



雲ヶ畑バス
「もくもく号」

- 上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっているが、こうした路線は元々経常赤字路線であるため、幹線補助やフィーダー補助といった財政支援がなくなれば路線廃止に直結しかねない。
- また、フィーダー補助については、自治体ごとに補助上限額（令和5年度：対象人口×90円×0.7+1,400千円（定額））が設定されており、路線を維持するための必要額が確保されていない。

＜フィーダー補助額（令和5年度）＞

補助上限額（A） （京都市）	補助算定額（B） （雲ヶ畑）	超過額 （A）－（B）
1,408千円（※）	1,746千円	△338千円

※ 対象人口（雲ヶ畑：124人）×90円×0.7+1,400千円（定額）

- 京都市では、市民生活に必要な不可欠な路線を維持し、「市民の足」を確保するため、令和6年度に新たな運行補助制度を創設した。厳しい状況にある地域公共交通の維持は全国的な課題であり、国による更なる財政支援が不可欠である。

6 自家用有償旅客運送等に特化した財政支援制度の創設など、持続可能な住民主体の運送サービスに向けた支援の充実

(1) 提案・要望

- 地域が主体となって運行する自家用有償旅客運送や無償運送に対する支援制度の創設など、地域又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を行うこと。

(2) 現状・課題

- 高齢化の進行に伴い、移動需要の多様化(近距離移動、小規模輸送等)が進んでいるが、交通事業者においては、近年のバス運転士不足やコロナ禍でのライフスタイルの変容による利用者減等により、これらの需要に応じて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービス（自家用有償旅客運送及び無償運送）の必要性が高まっている。
- しかし、自家用有償旅客運送の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えない、あるいは運賃が高額化する可能性が高く、公的支援等がなければ実施することが難しい。また、無償運送では、自家用有償旅客運送と比べて、利用者から収受できる経費が極めて限定（ガソリン代等の実費のみ）されており、運営に必要な諸経費（事務費、人件費等）を調達することができないことから、安定的な運行体制の構築が難しい。
- 京都市では、地域団体等が主体となった「住民バス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度により支援しているが、こうした移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、国からの更なる財政支援が不可欠な状況である。

【提案・要望事項】

10 市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援

1 市バス事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等
- ③ バス車両更新に係る公営企業債の対象拡充
- ④ 交通DXの一層の推進に向けた、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の予算増額及び補助制度の見直し

2 地下鉄事業への支援

- ① 物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築
- ② 地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充
- ③ 公営企業債の対象拡充・建設改良費への交付税措置

- 国においては、アフターコロナの観光客が回復する中での混雑対策として、観光施設に直行・急行する路線バスの導入促進に向け、バス運賃制度の規制緩和をしていただいたことや、新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、資本費平準化債の発行対象拡充、地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象拡充、特別減収対策企業債の廃止に伴う交通事業債（経営改善推進事業）の創設をしていただいたことに御礼申し上げる。
- 市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

1 市バス事業への支援

(1) 提案・要望

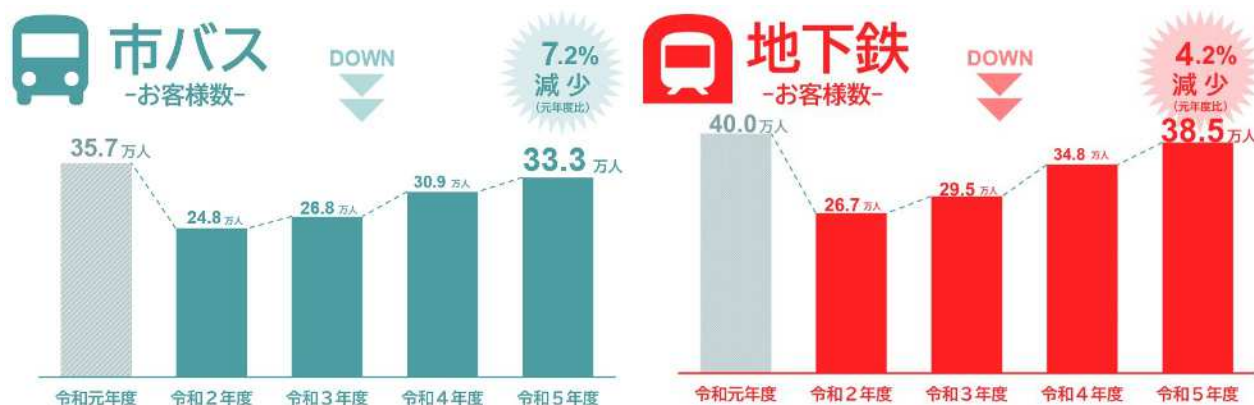
- お客様の御利用数は、観光需要の本格回復により、市内中心部や観光地を經由する一部路線・時間帯で混雑が生じているものの、依然としてコロナ禍前には及ばず、加えて、周辺部の市バス路線は赤字系統の中、燃料費・人件費の高騰が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある公共交通を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。
- 民間バス事業者と同様に、深刻な担い手（運転士、整備士）不足にあり、「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出した市バス事業の担い手を確保するため、採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、労働環境改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資するバス車両導入への支援として、公営企業債（脱炭素化推進事業）の対象について、電気バスだけでなく、省エネに考慮したバス車両更新についても対象とすること。
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」について、「混雑の見える化」などの市バスの運行情報のオープンデータ化やキャッシュレス決済の機能拡充等、交通DXを一層推進する事業等の予算を大幅に増額すること。その際、事業期間が複数年度にわたるシステム開発等も補助対象となるよう、補助制度の見直しを図ること。

2 地下鉄事業への支援

(1) 提案・要望

- お客様の御利用数は、観光需要の本格回復により、市内中心部の一部や時間帯で混雑が生じているものの、依然としてコロナ禍前には及ばない中、電力費・人件費の高騰が続く見通しであり、車両・設備の老朽化対策の負担が大きいことなどから厳しい経営状況にある。加えて、過去に発行した企業債償還に係る後年度の負担が大きい地下鉄事業の特性を踏まえ、支援制度を構築すること。
- 老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用するための制度拡充をすることに加え、安全対策への支援として、可動式ホーム柵や駅出入口等の浸水対策に対する補助制度を継続・拡充すること。
- 安全・安心、SDGs、省エネ、脱炭素に資する地下鉄車両更新への支援として、公営企業債（脱炭素化推進事業）の対象に地下鉄車両の改修だけでなく更新も含めること。さらには建設改良費について、水道管路老朽化対策と同様、1／2を一般会計出資債の対象とし、その60%に交付税措置を講じること。

< 1日当たりのお客様数 >



3 市バス・地下鉄の経営状況

- コロナ禍前においても、市バス事業は、1／4の黒字路線が3／4の赤字路線を支える構造であり、また、地下鉄事業は東西線建設に際して要する経費が大幅に増加したことで建設に係る企業債償還の負担が非常に大きく、現金収支により返済を賄いきれていないことなど、両事業とも厳しい状況が続いていた。
- 加えて、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、運賃収入が大きく減少し、地下鉄事業は令和2年度決算で財政健全化法に基づく経営健全化団体となり、市バス事業は令和3年度から累積資金不足が生じた。
- テレワークなどの新たな生活様式の定着等により、コロナ禍前の状況までお客様数の回復が見込めない中、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン（2019-2028）」に掲げた事業運営の基本的な方針は引き継ぎつつ財政面での計画を中心に見直すこととし、令和4年3月に「経営ビジョン【改訂版】」を策定した。
- 観光需要の本格回復により、市内中心部の一部路線や時間帯で混雑が生じているものの、年間を通じたお客様数は依然としてコロナ禍前には及ばず、「経営ビジョン【改訂版】」に掲げる経営健全化策に取り組むものの、市バス事業は、今後、人件費や物価の高騰による大幅な経費増が黒字額を大きく上回ることも見込まれるとともに、「市バス運転士不足 非常事態宣言」を発出したとおり事業運営を支える担い手不足の状況がより深刻化しており、引き続き、経営環境は厳しい状況にある。
- 地下鉄事業は、令和4年度決算をもって経営健全化団体から脱却したものの、高止まりしている電気料金や人件費、物価等の高騰が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収により止むを得ず延期している可動式ホーム柵の烏丸線への全駅設置の実施や、老朽化が進む施設・設備の更新、安全対策等に今後、多額の経費が必要となる見込みである。加えて、令和6年度以降、過去に発行した緩和債や平準化債の償還のピークを迎える状況にあることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。

4 持続可能な事業運営に向けて

- 市バス、地下鉄事業は市民生活と都市の成長戦略を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。
- 「経営ビジョン【改訂版】」に基づく経費削減を引き続き徹底していくことはもちろんのこと、全庁体制での利用促進の取組や駅ナカビジネス、広告など増収・増客の取組を徹底して行い、また、市民生活と観光の調和を目指して「市バスの輸送力の再配分・増強」と「地下鉄をはじめとする鉄道を生かした移動経路の分散」の2つの視点に基づき、市バスの増車（9両）や「観光特急バス」の新設をはじめとする混雑緩和の取組を積極的に展開していくとともに、子育て世代への支援や事業活動における環境への配慮など、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成に向けた取組を進める。

【提案・要望事項】

11 自治体情報システム標準化の実現に向けた財政措置等の課題解決

- 1 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置
- 2 円滑な移行を実現できるIT技術者確保の環境整備
- 3 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

- 京都市では、「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」に向け、国に歩調を合わせ、標準化への対応を進めている。この間、累次にわたり、財政措置の拡充をはじめとする提案・要望を申し上げてきたところ、デジタル基盤改革支援基金について、令和5年度補正予算により大幅に増額されるとともに、標準仕様の指定都市要件について、見直し・再検討結果が取りまとめられるなど、対策を講じていただいた。
- 標準化の実現に向けては、様々な課題がなお山積している状況にあることから、引き続き、自治体の努力はもとより国による更なる対策が不可欠であり、とりわけ以下の事項について重点的に提案・要望する。

1 大都市特有の事情も考慮した必要額の早急かつ全額措置

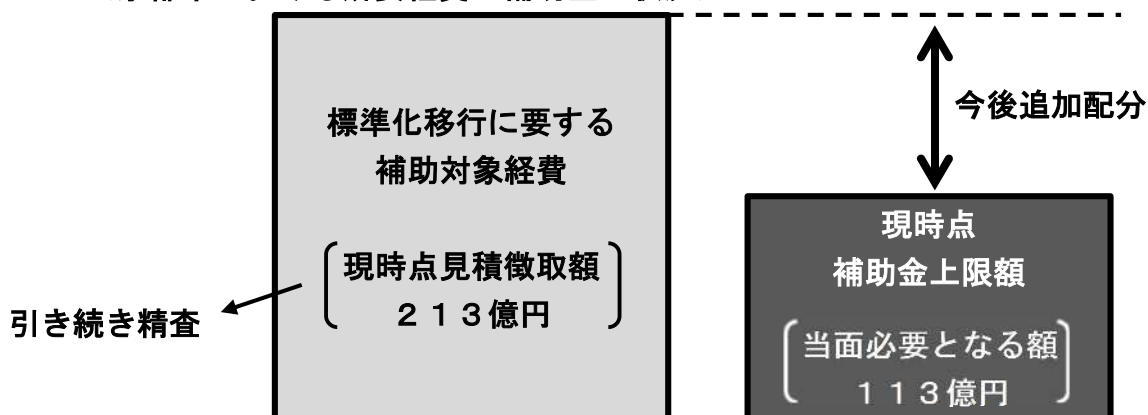
(1) 提案・要望

- 京都市では引き続き経費の精査に努めるが、見積りの分析や事業者との協議に当たっては、国におかれても、全国の自治体・事業者を広く俯瞰された知見から助言・支援いただきたい。そのうえで、所要額については、調達に支障を来すことのないよう早急に全額措置すること。

(2) 現状・課題

- 標準化は、法律で新たに義務付けられたものであることから、移行に要する経費については、国の責任において全額措置することを要望してきた。
- 令和5年度補正予算によりデジタル基盤改革支援基金が1,825億円から6,988億円へと大幅に増額され、自治体ごとの実情により即した補助上限額が設定されることとなったが、指定都市に関しては、標準仕様の指定都市要件が未確定であったことから、当面必要となる額のための措置とされ、今後、改めて所要額を追加配分することとされている。

＜京都市における所要経費と補助金の状況＞



2 円滑な移行を実現できる IT 技術者確保の環境整備

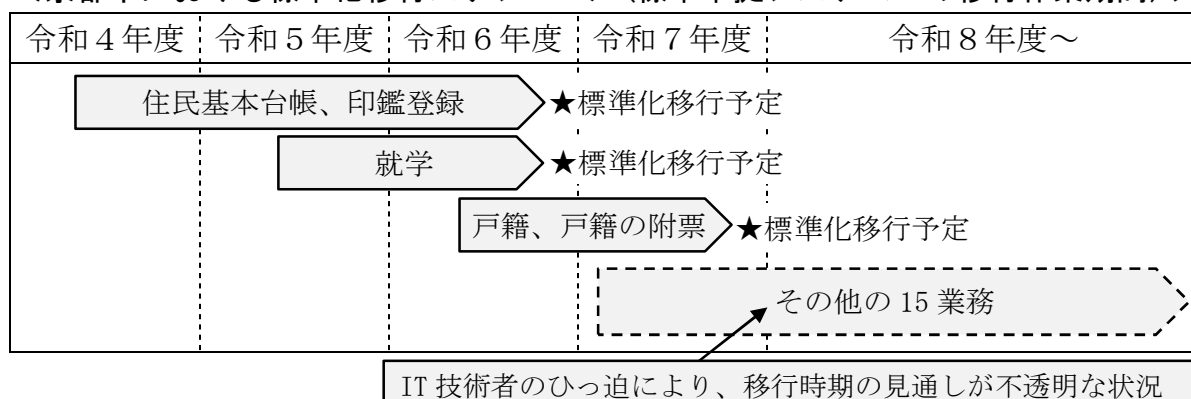
(1) 提案・要望

- 標準化は行政のデジタル化を支える基盤であることから、まずはその完遂に向けて限られた IT 技術者を集中できるよう環境整備を行うとともに、事業者に対する技術的支援を十分に講じること。

(2) 現状・課題

- 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、あらゆる行政分野において、デジタル化への対応が喫緊の課題であることに加え、国が進める新たな政策への対応に係るシステム改修のため、全国的に IT 技術者がひっ迫している。
- 京都市においても、標準化対象 20 業務のうち 15 業務において、令和 7 年度末までの標準準拠システムへの移行が見込めない状況である。

<京都市における標準化移行スケジュール(標準準拠システムへの移行作業期間)>



3 取組を推進するうえで必要不可欠な情報の適時的確な提供

(1) 提案・要望

- 今後の制度改正等に伴う標準仕様の改定に当たっては、指定都市に必要な機能が確実に実装されるよう、指定都市や事業者との連携を密に検討すること。
- 事業者のシステム開発が早期かつ円滑に進捗するよう、取組の推進に必要な情報は、自治体や事業者との緊密な連携の下、早期に確定し、提供すること。

(2) 現状・課題

- 標準仕様の指定都市要件については、令和 4～5 年度の見直し・再検討により、約 1,100 件の機能要件を標準仕様に反映する方針が示された。
- 一方、ガバメントクラウドの仕様や、標準準拠システムで使用する文字の要件など、事業者が標準準拠システムを開発するうえで必要不可欠な情報が一部未確定となっており、京都市では、これら課題の解決に向けた国における検討・検証に積極的に参加し^(※)、意見等申し上げている。

(※) 京都市が参加した国の検証事業等

- ・ ガバメントクラウド早期移行団体検証事業（令和 5 年 4 月～）
- ・ 行政事務標準文字への同定支援ツール実証事業（令和 5 年 9 月～令和 6 年 3 月）
- ・ 地方公共団体情報システムにおける文字要件の検討に関するワーキングチーム（令和 6 年 1 月～3 月）

【提案・要望事項】**12 戸籍への振り仮名の記載事業に係る十分な予算措置の実施**

- 令和5年6月に改正戸籍法が成立し、戸籍の記載事項として、氏名に加えて新たに氏名の振り仮名が追加されることになったが、衆議院において、「法の趣旨や振り仮名の届出等に関して、届出等に係る国民や地方公共団体の負担の軽減を図るため、国民へ丁寧な説明を行うとともに、地方公共団体の業務の支援策を講ずること。」との附帯決議がなされている。京都市では、国に歩調を合わせ、取組を進めているところではあるが、現状、国補助金や支援策が不足していることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 戸籍事務は法定受託事務であり、当該事業に必要な経費は国が全額負担すべきであることから、国全体での効率的・安定的な実施のため、戸籍への氏名の振り仮名の記載事業に当たっては、補助金の対象とされている市民等への氏名の振り仮名の通知書の印刷費及び郵送費以外の費用（人件費、端末増設費用等）についても補助金の対象とするなど十分な予算を措置するとともに、事業実施に必要な情報を早期に示すこと。

(2) 現状・課題

- 令和7年5月に改正戸籍法が施行され、施行日より1年以内に通知、届出・相談等の対応が必要になり、事務負担が急増することが見込まれるが、国は、従来の窓口業務フローを適用する想定であり、既存事務への深刻な影響を免れない。また、全国共通のコールセンターを設置される予定であるが回線数が不明であるうえ、個人情報を含む問合せは市区町村の窓口を案内することとしており、事務負担の軽減は限定的なものになると見込まれる。
- 令和7年度の地方財政措置について、総務省から法務省に対し、「戸籍等への記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置」とし「地方の意見を十分に踏まえ、所要の国費の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。」と申入れがなされている。しかし、これまでに国からの補助金の対象として示されているのは、主に通知事務の実施に必要な最小限度の戸籍情報システムの整備費と通知書に係る印刷費・郵送費のみであり、不十分である。
- 京都市のように人口規模の大きい自治体が既存の体制で本事業を実施することは事実上困難であるため、対応できる事業体制を整備（人員確保や事務手順の整理等）することが不可欠であるとともに、追加のシステム改修も必要になる可能性もあるなど、多大な経費を要する。また、京都市は、指定都市の中でも本籍数、本籍者数及び人口が多いため、必要な作業は全国的に見ても多くなるといった特有の事情を有しており、約6億円の経費を要する見込みである。
- 上記の実施に当たって、京都市を含む全国の自治体において、具体的な実務についての検討を行えるよう、自治体が担う各業務工程の詳細など、事業設計に必要な情報を速やかに示していただきたい。

＜参考① 自治体の事務作業＞

	作業内容	補助金対象	備考
①	京都市の戸籍在籍者への仮の振り仮名の通知書の作成・郵送	対象	名寄せ後、約 80 万件程度を想定
②	①の通知を受けた者から氏名の振り仮名の届書を授受（マイナポータル、郵送、窓口での提出）	非対象	京都市では 16 万件程度を想定。 ※ 原則として通知した全員から届出を受けるよう求められている。
③	②で受けた届書を戸籍情報システムに入力		上記のとおり 16 万件程度を想定
④	国民からの本事業に係る質問等への対応		区役所支所等への臨時窓口の開設や専用の電話回線を設ける等、既存の窓口業務に支障をきたさぬよう新しい制度取組に対して市民に混乱させることなく円滑な制度運用を図る必要がある。

＜参考② 近年の戸籍届出件数＞

京都市では、16 万件程度の対応を想定しているため、近年の倍以上の件数が純増の事務となる。また、法務省の説明どおり全ての京都市在籍者から届出を求めるとすると、約 80 万件的届出が提出されることとなり、件数が著しく増加する。

年度	戸籍届出件数
令和 3 年度	75,367 件
令和 4 年度	75,321 件
令和 5 年度	71,629 件

【提案・要望事項】**13 マイナンバーカードの交付等に係る体制確保に向けた確実な財政措置**

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会の早期実現に向け、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の普及推進、利活用拡大は重要であり、京都市においても、自治体の責務として、制度周知や円滑なカード交付等の取組を進めている中、国においては、令和6年度もカード交付等に係る体制を維持するための必要額を確保いただいたことに御礼申し上げる。
- マイナンバー制度がデジタル社会の基盤として有効に機能するよう、京都市としても、国の「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」を踏まえ、カードの円滑な取得、今後到来する多くのカード・電子証明書更新、健康保険証や運転免許証との一体化などのカードの更なる利活用について、国との連携のもと、着実に実施してまいりたく、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 令和7年度もカードの交付や更新等に係る体制を確保するための必要額を確保のうえ、確実に財政措置すること。
- マイナポータルの手続支援等のカードの利活用に関する国の取組を自治体が支援する場合に必要な経費について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- 令和7年度概算要求において、市区町村へ配分されるマイナンバーカード交付事務費補助金の額は、472.1億円であり、これ以上の予算措置がない場合、全国に占める京都市の人口規模（約1.2%）を基に算出すると、令和7年度は国からの補助額が約5.7億円になる見込み。この見込額では、カード交付に係る十分な体制を構築することが困難である。

【京都市におけるマイナンバーカード普及促進に係る事業費】

令和6年度（予算）13.9億円

令和5年度（決算）14.5億円

令和4年度（決算）18.2億円

※ ごく一部の対象外のものを除き、殆どの経費を国庫補助金（補正及び繰越予算計上分を含む）により賄っている。

- また、カード申請率が90%を超え、カード交付件数については今後増加が緩やかになると考えられる一方、カード及び電子証明書の更新に関しては、今後大きく増加する見込みである。令和7年度には約20万件、令和8・9年度には約30万件（令和6年度：約4.3万件）の更新対応を想定しており、引き続き、体制の維持・確保が欠かせない。

- なお、今後の財政措置に当たっては、安定的なカード交付体制を確保するための観点からも当初予算での必要額の確保を図られたい。また、確保された額を基に予算編成を行うことから、自治体に措置される予算額の規模を明確に示していただきたい。

【令和9年度にかけての想定対応件数（推測値）】

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
カード交付	171,791 件	126,844 件	69,952 件	45,286 件	32,996 件
暗証番号初期化	29,012 件	32,534 件	34,476 件	35,733 件	36,649 件
電子証明書更新	25,763 件	37,137 件	165,704 件	164,911 件	219,278 件
カード更新	2,994 件	5,451 件	34,715 件	126,425 件	61,593 件
合計（要対応件数）	229,560 件	201,966 件	304,847 件	372,355 件	350,516 件

※ R5年度は実績値

- マイナポータル手続支援等の取組に対する国庫補助金は、令和6年度末までの時限措置とされており、令和7年度以降の方針については示されていない。令和5年9月末のマイナポイント第2弾事業終了後、マイナポータル手続支援等の対応数は減少傾向にあるものの、これまでの支援の実態を鑑みると、今後健康保険証や運転免許証との一体化をはじめとしたカードの利活用が進むことにより、デジタルに不慣れな方から身近な窓口である各自治体に対し引き続き支援を求められることが想定される。支援を必要とする住民に寄り添い「誰一人取り残されないデジタル化」を実現するためにも、自治体が行う支援に対する継続的かつ十分な財政支援を行っていただきたい。

(3) 京都市の状況・取組

- 京都市におけるカードの申請率等（令和6年8月末時点）
- ・ 申請率：90.3%（全国 92.2%）
 - ・ 交付枚数率（累計）：77.9%（全国 81.1%）
 - ・ 保有枚数率（※）：70.6%（全国 74.8%）
- （※）保有枚数は令和5年7月に総務省が初めて公表。交付枚数（累計）から死亡や自主返納、紛失等で廃止されたカードの枚数を除いたもの。
- カードの申請・交付が進み、マイナポイントという大きなインセンティブがなくなった令和6年度は、ターゲットを明確にしたよりきめ細かな対策（※）を展開し、更なるカードの普及促進を図っている。
- （※）カード取得に支援が必要な方向けに高齢者・障害者福祉施設や医療機関、日本語学校等での出張申請窓口の実施を強化

【令和6年度出張窓口実績（8月末現在）】197回実施、3,253件申請

- 郵便局における常設の申請サポート窓口（令和4年度開始）の継続運用に加え、令和5年9月から市内3箇所の郵便局でカードの電子証明書の発行・更新等を実施（電子証明書関連業務の郵便局での実施は政令市初・近畿初）。

【提案・要望事項】

14 中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

- 1 事業承継に取り組む事業者の拡大
- 2 事業承継税制の活用促進
- 3 事業承継・引継ぎ補助金及び金融支援の充実
- 4 後継者不在企業に対する支援

- 中小企業は、京都市の企業数のうち 99.7%を占めるとともに、京都市の従業員の約 7 割を雇用しており、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域やまちの活性化に欠かせない存在である。一方で、多くの中小企業は経営者の高齢化と後継者難に直面しており、それらに伴う廃業、雇用、技術の喪失といった課題を抱えていることから、中小企業の安定的な事業継続や発展のためには、円滑な事業承継が重要である。
- 中小企業がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継ぐとともに、事業承継を更なる成長・発展を遂げるための契機とするため、以下のとおり事業承継・引継ぎに対する支援の一層の充実をお願いしたい。

1 事業承継に取り組む事業者の拡大

(1) 提案・要望

- 事業者が早期に事業承継の必要性を認識することができるよう、事業承継や後継者育成に取り組む契機につながる事例・情報の発信に取り組むとともに、事業承継の取組を支える事業承継・引継ぎ支援センターの活用促進に向け、士業団体等への働きかけを強化するなど、積極的な周知を行うこと。

(2) 現状・課題

- 中小企業の後継者不在率は低下傾向ではあるものの、いまだ 5 割を超える水準である。また、後継者難による倒産や黒字企業の休廃業も増加しており、事業承継につながる支援を受ける機会がなく、事業承継がスムーズに進んでいないことが考えられる。
- 地域の雇用を守り、経営資源の散逸を防ぐためにも、早期の事業承継を促す取組が必要である。

2 事業承継税制の活用促進

(1) 提案・要望

- 事業承継税制の活用促進のため、活用事例の更なる周知・事業者へのわかりやすい情報発信を行うとともに、役員要件の見直しや事業承継税制特例の時限措置の更なる延長など、事業者の状況によらず活用しやすい制度に改善を図ること。

(2) 現状・課題

- 多額の贈与税・相続税の発生が、円滑な事業承継の妨げとなっていたことを踏まえ、平成 21 年に事業承継税制が創設され、その後累次にわたり拡充等が行われてきた。

- 事業承継税制については、制度設計が複雑であり、内容を正確に把握していない事業者も多い。活用拡大に向けては制度の正しい理解の促進が課題であり、一層の制度周知が必要である。
- また、後継者の役員就任要件や先代経営者の要件が厳格であること、特例措置が時限的であることにより、事業者の状況によっては活用することができない。制度活用を最大限進めるため、各種要件の緩和や期限延長が必要である。

3 事業承継・引継ぎ補助金及び金融支援の充実

(1) 提案・要望

- 事業承継・引継ぎ補助金について、早期の事業承継計画作成を支援するため、計画作成経費を補助対象とするなど要件を緩和し、中小企業にとって活用しやすい制度として継続するとともに、事業承継に係る信用保証制度について、業況の厳しい中小企業にも活用できるよう財務内容に係る要件を緩和し、信用保証料率を引き下げるなど、金融支援の充実を図ること。

(2) 現状・課題

- 国において、M&A に当たっての専門家活用費用や事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓等を支援している（事業承継・引継ぎ補助金）。
当該補助金は、新市場開拓のための設備投資やM&Aによる経営革新等が要件とされている。円滑な事業承継には早期の事業承継計画の策定が有効であるが、計画策定に係る専門家活用費用は補助対象外であるなど、中小企業にとって活用しづらいものとなっており、活用促進に向けては要件の緩和が求められる。
- 金融機関による経営者保証の解除を後押しするため、事業承継特別保証制度等が創設されたが、財務内容に係る要件があることや、企業ごとの財務内容に応じた信用保証料率となっているため、業況が厳しい中小企業にとっては活用しやすい制度とは言えないことから、要件の緩和等が必要である。

4 後継者不在企業に対する支援

(1) 提案・要望

- 後継者不在企業のM&Aの活用促進のため、事業承継・引継ぎ支援センターにおける仲介機能の強化・周知・活用の促進を図るとともに、中小企業によるM&Aにおける、事業の円滑な統合及び統合後の成長に向けた事業統合活動（PMI）に対して、統合作業を実行できる専門家の育成等の環境整備や費用補助等の支援を行うこと。

(2) 現状・課題

- M&Aにおいて、PMIは非常に重要な取組であるが、中小企業においては、社内で取組を主導する人材がおらず、実施が困難な場合も想定されることから、取組をサポートする専門家の育成等の環境整備や費用負担に対する支援が必要である。

5 京都市の取組

- 事業承継に係る潜在的な相談ニーズを掘り起こし、中小・小規模事業者の円滑な事業承継を図るため、平成 29 年度から「中小企業事業承継支援体制の強化」事業として、京都商工会議所「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」に経営支援員 1 名を配置し、事業承継支援体制を強化している。
- このほか、同センターにおいて業界団体に対する研修会や、経営者向けのセミナーを開催するなど、関係機関と連携した積極的な周知に努め、早期の事業承継に繋げるよう取り組んでいる。
- また、京都府との協調により、株式や事業用資産の買取資金などの資金需要に対応する制度融資「創業（開業）・経営承継支援資金」の運用を行い、円滑な事業承継のための資金繰り支援を行っている。

【提案・要望事項】 **市・府共同提案**

15 グローバル拠点都市として、スタートアップの創出・成長を加速化させるための支援の充実

- 1 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における拠点都市として、京阪神の認定継続及び集中支援の継続・充実
- 2 拠点都市である自治体はもとより、域内の大学や産業支援機関、金融機関等が活用できる自由度の高い補助制度の創設
- 3 国が有するネットワークの活用による、スタートアップのグローバル展開に向けた支援強化及び国内外に向けた発信力強化
- 4 国の公共調達において拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる仕組みの構築

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係るスタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市に「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を認定いただき、これまでから拠点都市での取組を支援していただいていることに御礼申し上げます。
- スタートアップの創出・成長を加速し、世界に伍するスタートアップ・エコシステムを形成するため、以下のとおり、集中的な支援の継続・充実をお願いしたい。

1 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」における拠点都市として、京阪神の認定継続及び集中支援の継続・充実

(1) 提案・要望

- 「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」におけるグローバル拠点都市形成プランの改訂スケジュールを早期に提示するとともに、令和7年度以降も京阪神をグローバル拠点都市として引き続き認定すること。また、内閣府の令和7年度予算概算要求「グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムの推進」において示されている拠点都市の機能強化の推進に向け、一層の取組強化に対する集中的な支援を継続・充実すること。
- また、文部科学省においては大学を中心としたスタートアップ、経済産業省においてはディープテック・スタートアップを対象として、エコシステムの形成に向けた支援をしていただいているが、各関係省庁で実施される各種スタートアップ支援においては、グローバル拠点都市のスタートアップへの優先的な支援をお願いしたい。

(2) 現状・課題

- 令和2年7月に国の「グローバル拠点都市」に選定されて以降、京阪神では各都市の共通点や強みを活かしながら連携し、起業家を生み育てる環境の整備や、国内外とのネットワーク構築など、エコシステムの機能強化に取り組んできた（令和4年度末時点で、482社のスタートアップが誕生）。

- 京都においては、京都市、京都府をはじめ、経済団体や産業支援機関、大学、金融機関等、44団体（令和6年7月末時点）で構成する京都スタートアップ・エコシステム推進協議会により、オール京都で積極的に連携した支援の仕組みができつつあり、約3年半（令和2年8月～令和6年3月末）で172社のスタートアップが生まれる等、着実に実績を積んでいるところである。
- しかしながら、世界に伍するエコシステムの形成に向け、海外からも更なる注目を集め、「人・企業・資金」を呼び込むためには、スタートアップ設立数（創業）の増加や資金調達環境の充実、グローバル展開に向けた支援強化、国内外に向けた発信力の強化等、依然として課題が多く、エコシステムの更なる充実が求められている。この間生み出してきた大きな流れを絶やさず、加速化するためにも、更なる支援が必要である。

2 拠点都市である自治体はもとより、域内の大学や産業支援機関、金融機関等が活用できる自由度の高い補助制度の創設

(1) 提案・要望

- 大学発ベンチャーやグローバル展開の可能性を有するスタートアップ等の創出・成長支援の強化に資するよう、グローバル拠点都市である自治体はもとより、域内のエコシステムを構成する大学や産業支援機関、金融機関等の活用しやすさにも留意いただき、自由度の高い補助制度を創設すること。

(2) 現状・課題

- グローバル拠点都市に対してのスタートアップ支援に関しては、大学発新産業創出基金事業をはじめとした大学や研究機関等への助成や、関西スタートアップアカデミア・コアリション（KSAC）に対してのプラットフォーム構築に係る支援等が主となり、拠点都市に採択された自治体や産業支援機関等が独自に進める取組に対しての財政支援がない。
- 令和7年度予算の概算要求で、内閣府は「グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進」を、経済産業省は「イノベーション・新陳代謝の加速」の中で、国の研究開発予算におけるスタートアップ支援のポートフォリオ拡大、スタートアップ等が大きく成長できるための市場環境整備を進めると挙げられている。スタートアップ・エコシステムの更なる充実には、各地域や産業支援機関がそれぞれの特徴や強みを伸ばすことにより、相乗効果を高めることが重要である。

3 国が有するネットワークの活用による、スタートアップのグローバル展開に向けた支援強化及び国内外に向けた発信力強化

(1) 提案・要望

- グローバル拠点都市内で設立された幅広い分野のスタートアップを対象とした、グローバル展開に向けたビジネスマッチング等への支援強化及び、グローバル拠点都市を対象とした、海外大型スタートアップ・カンファレンスへの出展補助等による国内外に向けた発信力強化に、国が有するあらゆるネットワークを活用して取り組むこと。

(2) 現状・課題

- 国の既存事業としては、関西スタートアップアカデミア・コアリション (KSAC) が採択されている「大学発新産業創出基金事業」や、ジェトロが採択されている「スタートアップ・エコシステム拠点都市機能強化プログラム」が該当する。

前者に関しては、国際展開に向けたネットワーク構築のため、ボストンやニューヨーク等を候補地として、今後、大学発スタートアップのグローバル展開を支援するための拠点開発が計画されている。

後者に関しては、グローバルな事業展開に挑戦するディープテック系スタートアップを支援するプログラムが実施されている。

- 内閣府の令和7年度予算概算要求「グローバル・スタートアップ・アクセラレーションプログラムの推進」でも示されているとおり、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム」の形成に向けては、スタートアップのグローバル展開促進のための支援強化が必要である。
- グローバル拠点都市のスタートアップ・エコシステムを充実し、グローバル展開を更に進めていくためにも、上記に示す大学発スタートアップ・ディープテック系スタートアップのみならず、支援の対象を拡大するとともに、支援の内容も強化することが必要である。

4 国の公共調達において拠点都市内のスタートアップが優先的に取り扱われる仕組みの構築

(1) 提案・要望

- グローバル拠点都市内の、革新的な技術を有するスタートアップに公共調達の発注を行うことで売上の確保を図り、着実な成長につながられるような仕組みを構築すること。

(2) 現状・課題

- スタートアップの設立初期は、特に売上確保が難しい時期である。革新的な技術やサービスを有し、将来有望なスタートアップの着実な成長を支援することが重要であり、資金調達支援のみならず、売上確保についても支援が必要である。

【提案・要望事項】

16 ふるさと納税・企業版ふるさと納税に関する要望

- 1 ふるさと納税における宿泊関係の返礼品基準の再検討
- 2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続

1 ふるさと納税における宿泊関係の返礼品基準の再検討

(1) 提案・要望

- 令和6年10月に実施されたふるさと納税の返礼品基準の見直しのうち、宿泊サービスに係る事業者の要件や調達価格の上限設定について再検討をお願いしたい。

(2) 現状・課題

- 令和6年6月28日付けで平成31年総務省告示第179号が改正され、サービスに関する返礼品基準について、サービスと地方団体との関連性に着目した見直しを実施された。
 - ・ 宿泊以外のサービス（飲食、レジャー体験、文化体験など）
従来どおり（一律の制限なし）
 - ・ 宿泊サービス
次のとおり、宿泊単価に関する一律の制限が設けられた。

同一県内展開の宿泊施設の場合



他県にも展開する宿泊施設の場合



- 複数の都道府県にまたがって展開していても、地域性を重視し、伝統工芸や伝統技術を駆使した館内や庭園の雰囲気、地元の素材を活用した食事メニューなど、他では代替困難な宿泊サービスを提供している事例は多い。こうした中で「県域を越えて展開している施設は、地域性がないとみなす」今回の見直しは実状に合っておらず、地域性を重んじてきた事業者の努力や創意工夫に水を差しかねないという懸念がある。
- また、宿泊単価と地域性には因果関係がなく、宿泊単価の上限設定という手法はなじまないように思われる。
- これらの見直しの結果として、役務(サービス)の提供に関する返礼品の中で、宿泊だけに強い規制がかかっている。
- これらを踏まえ、返礼品と地方団体との関連性がどうあるべきかを改めて整理し、宿泊サービスに係る返礼品基準の再検討をお願いしたい。

2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続

(1) 提案・要望

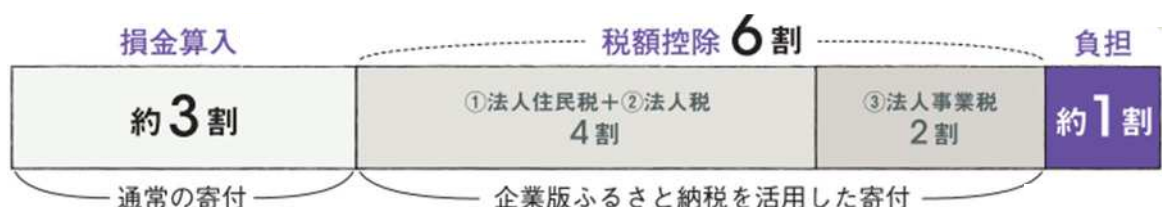
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は令和2年度から令和6年度までの5年間の時限措置となっているが、地方創生の取組を一層推進するため、内閣府の令和7年度税制改正要望に挙げられているとおり、税の軽減効果を維持した上で、更に5年間制度を延長していただきたい。

(2) 現状・課題

- 企業版ふるさと納税は、企業が地方公共団体に寄付をする際の税の軽減効果が非常に高いため、民間リソースを地方創生に活用する有効な手段として、全国的にも寄付件数・寄付金額が増加傾向にあり、地方公共団体が行う地方創生の取組の推進に大きく寄与している。
- 京都市でも令和2年度から令和5年度末までの4年間で、延べ288社から10億円を超える企業版ふるさと納税の申し出があり、地方創生を推進するための財源として年々重要性を増している。
- 本制度は令和2年度から令和6年度までの5年間の時限措置となっているが、地方創生の取組を一層推進するため、措置の延長が必要である。

<地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要>

- ・ 平成28年度に5年間の時限措置として制度が創設。企業が自治体の実施する地方創生の取組に寄付を行う場合、最大約7割の税の軽減効果を受けられるようにし、地方創生の取組を後押し
- ・ 令和2年度に制度が5年間延長されるとともに税の軽減効果が最大約7割から9割へと大きく拡充



※ 税額控除は、京都市外に本社がある企業が寄付する場合のみ対象

<全国での企業版ふるさと納税制度を活用した寄付実績>

適用年度	件数	寄付企業数	寄付額
令和2年度	2,249 件	1,640 社	11,011 百万円
令和3年度	4,922 件	3,098 社	22,575 百万円
令和4年度	8,390 件	4,663 社	34,107 百万円
令和5年度	14,022 件	7,680 社	46,999 百万円

＜京都市への企業版ふるさと納税制度を活用した寄付実績＞

適用年度	件数	寄付額	主な寄付対象事業
令和２年度	46 件	116,467 千円	三条大橋の補修・修景、新型コロナウイルス感染症対策
令和３年度	80 件	163,745 千円	二条城本格修理事業、旧京北第一小学校の活性化拠点整備
令和４年度	100 件	333,887 千円	京都・文化ファンドレイジング戦略推進事業、がん検診受診勧奨事業
令和５年度	62 件	412,835 千円	京セラ美術館における美術振興、京都・文化ファンドレイジング戦略推進事業

【提案・要望事項】**17 防災・減災対策事業に係る地方債の延長**

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守るために必要な防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることに御礼申し上げる。
- これらの地方債は令和6年度又は7年度までの時限措置であることを踏まえ、積極的な活用に努めてきた。しかし、令和6年1月に発生した能登半島地震や、9月に発生した能登地方での豪雨など、近年の災害は激甚化・頻発化しており、防災・減災対策のさらなる推進が求められる中、今後も想定される災害への対策を集中的に進めていくことが必要であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債について、期間延長を含め、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

地方債区分	現行	要望事項
緊急防災・減災事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長及び 対象の拡大※
緊急自然災害防止対策事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和3年度～7年度	期間の延長
緊急浚渫推進事業債	交付税措置率：市負担の70% 措置期間：令和2年度～6年度	期間の延長

※ 感染症対策か否かに関わらず、避難所における備蓄倉庫の整備を対象としていただきたい。

(2) 現状・課題

- 京都市では、この間、積極的に、消防指令センターの共同化、道路のり面对策等、河川の浚渫の事業に上記地方債を活用し、市民のいのちと暮らしを守るための防災インフラの整備を進めてきた。

<起債額の推移>

地方債区分	措置初年度	令和5年度	令和6年度 (予算)
緊急防災・減災事業債	0.1億円	10.1億円	26.7億円
緊急自然災害防止対策事業債	1.9億円	7.3億円	9.5億円
緊急浚渫推進事業債	0.5億円	2.6億円	1.8億円

※ 措置初年度：緊急防災（平成23年度）、緊急自然（令和元年度）、緊急浚渫（令和2年度）

- 一方、消防指令センターの共同化や国の次期総合防災情報システムなどとの連携を見据えた防災情報システムの更新整備、大規模な浸水被害の防止対策等、今後も緊急性・即効性の高い防災インフラを整備していくためには、交付税措置の手厚い同債の期限の延長が必要である。

<今後の活用見込み>

地方債区分	令和7～11年度 起債見込み	備考
緊急防災・減災事業債	140億円	京都府南部消防指令センター整備、学校体育館の空調整備などの防災対策が必要
緊急自然災害防止対策事業債	50億円	護岸や排水機場、道路のり面について、自然災害を防止するために、引き続き緊急対策が必要
緊急浚渫推進事業債	15億円	河川において、河川氾濫などの浸水被害の防止等のために、引き続き緊急対策が必要

- 必要な物資を必要な人に迅速に届けることができるよう、あらかじめ資機材、食料等の備蓄物資、感染症対策の衛生用品等の各避難所等への分散備蓄を推進しているが、これらの物資を置くスペースがない避難所等があり、発災時に避難所や、帰宅困難者が一時的に滞在する施設に、別の保管場所から移動させなければならない箇所があることが課題である。
- 新型コロナウイルス対策を機に、避難所における感染症対策に係る施設整備を対象事業に拡充していただいているところではあるが、能登半島地震で見られた避難所での物資の不足や断水に素早く対応できるよう、避難所等への分散備蓄の推進が求められるため、感染症対策か否かに関わらず、避難所における備蓄倉庫の整備を対象とすることが必要である。

【提案・要望事項】市・府共同提案

18 安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や総合的な防災対策の推進

- 1 国の財源（個別補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による例年を大きく上回る十分な予算の確保、対策後も切れ目なく事業を進めるために必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画の早期の策定
- 3 計画的に社会基盤整備事業を進めるために必要となる、資材価格等の高騰を踏まえた予算の確保
- 4 緊急浚渫推進事業債（令和6年度まで）及び緊急自然災害防止対策事業債（令和7年度まで）の継続

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守る安心・安全なまちづくりや都市の成長戦略に資する社会基盤整備事業に対し、令和6年度は、国土交通省から前年度補正を含め114億円(国費)に上る補助金・交付金を措置していただいたことに御礼申し上げます。
- 資材価格、労務費が高騰しており、社会基盤整備事業を着実に推進するためには、安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であることから、引き続き支援をお願いしたい。

(1) 京都市の主な取組

- 京都市では、個別補助事業や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金を活用し、道路整備、無電柱化、橋りょう健全化、舗装修繕、治水対策、上下水道事業、住宅改良など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に推進している。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、近年激甚化する自然災害に備え、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んでいる。
- 防災・減災対策を推進するため創設された、緊急浚渫推進事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、河川の浚渫及び道路のり面対策等の防災・減災対策を実施している。



道路整備（中山石見線）



河川整備（七瀬川遊水地）
（5か年加速化対策事業）

【提案・要望事項】市・府共同提案

19 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

- 1 堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた、早期の事業計画策定
- 2 京都市と大津方面を結ぶ道路の計画の具体化に向けた更なる検討及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討
- 3 財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

- 国において、堀川通の短期対策を実施いただいた結果、一部の区間で速度改善が図られたほか、京都市と大津方面を結ぶ道路は、計画の具体化に向けた検討をいただいております、御礼申し上げます。
- 広域的な道路ネットワークは空港や港を持たない京都市において、市民の暮らしや社会経済活動、災害時の輸送を支える重要な役割を担っており、引き続き取組を進めていただくようお願いしたい。

(1) 現状・課題

- 堀川通、及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路については、国により令和3年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられたほか、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路5か年対策プログラム（近畿ブロック版）」において、計画段階評価着手に向けた調査を推進する路線としても位置付けられている。
- また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成30年1月に取りまとめられており、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要である。
- 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路についても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たり、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要である。
- 加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要である。



堀川通の交通状況
(JR 東海道本線交差部)



国道1号（京都・大津間）の大雨に伴う土砂流出による
通行停止状況（令和3年8月、大津市追分町付近）
[出典：滋賀国道事務所X]

【提案・要望事項】

20 住宅の耐震化や密集市街地対策等の取組の推進

- 1 住宅の耐震化に係る支援制度の創設・強化の着実な実施**
- 2 密集市街地対策や細街路対策に対する国の支援の充実**

- 国においては、これまで京都市が推進してきた住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）における耐震・防火対策や、住宅市街地総合整備事業、狭あい道路整備等促進事業及び都市防災総合推進事業における密集市街地対策や細街路対策について、継続して支援をいただいたことに御礼申し上げます。
- 令和6年1月に発生した能登半島地震において、多数の住宅が被害を受け、耐震改修などの重要性・緊急性が顕在化し、京都市においても、耐震改修に係る相談や問合せは過去に例を見ないほど多く寄せられている。
- 一方で、人件費や資材価格の上昇を背景とした高額な自己負担が原因で、耐震改修などを断念せざるを得ないケースが発生しており、以下のとおりお願いしたい。

1 住宅の耐震化に係る支援制度の創設・強化の着実な実施

(1) 提案・要望

- 令和7年度予算概算要求概要において示されている、事業の創設や支援の強化を着実に実施し、耐震化を妨げる要因である費用負担の軽減を図ること。
 - ・ 住宅・建築物における耐震化及び防災性の確保等を緊急的に支援することを目的とする「住宅・建築物防災力緊急促進事業」について、実情を踏まえた実効性のあるものとして創設すること。
 - ・ 「住宅・建築物耐震改修事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）」における耐震診断や耐震改修等の促進への支援を強化すること。

(2) 現状・課題

- 現在、多くの自治体においても、交付金を活用し、耐震改修の補助制度を設けているものの、人件費や資材価格の上昇による工事費の高騰の影響が大きく、補助限度額に対し、多額の自己負担が生じている。
- 能登半島地震を受け、防災・減災に対する意識・機運が高まっている現下において、耐震化に取り組もうとする市民の声に迅速かつ機動的に応えるべく、自己負担の軽減を図ることで、耐震化の取組を加速させていく必要がある。
- 京都市では、歴史に培われた町並み景観や風情が今もなお残されており、都市の魅力の一翼を担っているものの、同時に、大規模延焼火災や道路閉塞等による避難・救助・消火活動の遅れが発生するおそれがある木造密集市街地が多く残されており、耐震化の促進や防災性の向上が喫緊の課題となっている。

2 密集市街地対策や細街路対策に対する国の支援の充実

(1) 提案・要望

- いのちと暮らしを守る観点から、老朽木造住宅が立ち並ぶ密集市街地の防災機能を向上させるために重点的に実施する必要がある、老朽木造住宅の除却や、細街路の拡幅整備のために活用する以下の国庫補助事業の基幹事業の補助率を1／3から1／2に引き上げること。

国補助事業（基幹事業）	京都市での活用内容
住宅市街地総合整備事業 【補助率1／3】	・ 老朽木造建築物除却事業 老朽化した木造建築物を除却する費用を補助
狭あい道路整備等推進事業 【補助率1／3】	・ 密集市街地のこみち改善事業 建築基準法第42条第2項道路の拡幅整備及び分筆等費用を補助
都市防災総合推進事業 【補助率1／3】	

- あわせて、細街路・路地や建物の改善による避難・消火・救助ルートを確保するため、危険ブロック塀の撤去や緊急避難経路の整備のために活用する国庫補助事業を基幹事業に位置付け、その補助率を継続させること。

国補助事業（効果促進事業）	京都市での活用内容
住宅市街地総合整備事業 【補助率1／2】	・ まちなかコモンズ整備事業 地域の防災性向上やコミュニティ形成に有効な「ひろば」として活用する場合に、建築物の除却費や広場の整備費を補助 ・ 危険ブロック塀等改善事業 避難安全性の向上のため、危険ブロック塀等の除却費用を補助
狭あい道路整備等促進事業 【補助率1／2】	・ 緊急避難経路整備事業 袋路等の奥から道路などに抜ける安全な避難経路を確保する（避難扉設置等）費用を補助 ・ 袋路等始端部における耐震・防火改修事業 袋路等入口部のトンネル部分の耐震・防火改修工事又は除却工事の費用を補助 ・ 袋路等始端部整備事業 袋路等の後退用地の舗装や通路内の工作物等の撤去等の費用を補助

(2) 現状・課題

- 令和6年1月に発生した能登半島地震では、倒壊した住宅・ブロック塀等による細街路の閉塞が多数見られたと報告されている。いつ発生するかわからない地震災害から市民の命を守るため、これまで以上にスピード感を持って密集市街地対策や細街路対策を促進していく必要がある。
- 能登半島地震と同規模の地震が発生した場合、密集市街地はもとより、多くの細街路（約13,000本）を有する京都市では、甚大な被害が想定される。そのため、老朽木造住宅の除却や緊急避難経路等の整備、危険ブロック塀の除却等を行い、安全性が着実に向上している。
- また、令和6年度には、密集市街地のこみち改善事業を創設したところである。
- 取組を一層加速化させていくため、上記の国補助事業の補助率の引き上げや、基幹事業への位置付けが必要である。

【提案・要望事項】**21 水道管路耐震化等推進事業の採択基準の緩和及び補助率の引上げ等**

- 国においては、これまで京都市が推進してきた水道施設の更新・耐震化について、継続して支援をいただいたことに御礼申し上げる。
- この度、令和6年能登半島地震の甚大な断水被害を受けて、水道管路の耐震対策の重要性が再認識される中、京都市では優先度を考慮して老朽化した水道管路の更新・耐震化を実施している。しかしながら、今後も人件費や資材価格の高騰が見込まれる中、いのちと暮らしを守る耐震対策を推進していくために、安定的な財政措置が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 現行の国庫補助事業である「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」において、水道料金に関する採択基準を緩和すること。加えて、耐震化に係る国庫補助事業の補助率を引き上げること。
- 水道管路耐震化に係る地方財政措置については、対象事業費算出における経営基盤の安定性の判定基準を供給単価ではなく料金回収率や企業債残高対給水収益比率等とすることや、更新率の算定に当たって口径の大きい管路の更新に対して一定の基準緩和を図るなどの措置を講じること。

<参考1：水道管路更新・耐震化に係る国庫補助事業>

緊急時給水拠点確保等事業 (重要給水施設配水管) 【補助率：1／4】	・ 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管の耐震化事業が対象 ・ 京都市は料金水準に関する採択基準※を満たしておらず、補助対象外 ※ 1 か月に 10 m³使用した場合の家庭用の水道料金が 1,219 円以上 (令和6年度基準) → 京都市：1,067 円
---	--

<参考2：水道管路耐震化に係る地方財政措置>**【措置額の算出式】**

管路耐震化事業費 × { (管路更新率 － 基準更新率※) / 管路更新率 } × 1 / 4

※基準更新率 = ①か②の低い方

① 全国平均管路更新率 = 0.67% (R2～4 平均)

② 当該団体の実績管路更新率 = 1.34% (R2～4 平均)

ただし、供給単価が全国平均未満の団体は、②を基準更新率とする。

【供給単価 (R4)】 全国平均 178 円 > 京都市 164.8 円

⇒ 中期経営プラン(2023-2027) 5か年の管路更新率は1.3%程度となり、地方財政措置の対象とならない。

(2) 現状・課題

- 令和6年能登半島地震においては、上下水道に大きな被害が発生し、最大約13.6万戸の断水が生じるなど、市民生活における水の重要性が再認識された。国が設置した「上下水道地震対策検討委員会」において、令和6年8月に最終とりまとめが行われ、今後の地震対策のあり方として、避難所など重要施設に係る上下水道管路の一体的な耐震化などがあげられており、国土交通省の令和7年度予算概算要求では示された方向性を踏まえた大幅な増額要求となっている。
- 京都市では、昭和40年代から50年代初めにかけて布設した大量の配水管が、順次、更新時期を迎えるため、耐震化も考慮した配水管の計画的な更新に取り組んでいる。
- 平成25年度には料金改定を実施し、耐震性の劣る初期ダクタイル鋳鉄管を中心とした老朽配水管の更新・耐震化のスピードアップを図っている。これらの管路については、災害時の拠点となる避難所や病院など重要施設に水道水を配水するルートもあり、これら配水管の更新が重要施設に係る水道管の耐震化につながっている。
- 更新事業には、多額の事業費を要するものの、収益の増加に結びつかないため、既に多額の企業債残高を有している京都市の水道事業会計にとっては非常に大きな負担であり、事業を着実に推進するために、国からの財政支援が必須となっている。
- しかし、国の「緊急時給水拠点確保等事業（重要給水施設配水管）」においては、採択基準として、水道料金が給水人口5万人以上の水道事業者における平均料金水準以上であることが求められている中、本市は適切な料金回収をしているものの基準を満たしておらず、補助対象外となっている。また、これらの補助事業の補助率については、公共下水道事業の補助率（1／2）と比べ、低い水準となっている。
- さらに、水道管路の耐震化については、令和5年度以降、事業費を増額のうえ、口径が大きい配水管を優先して更新・耐震化に取り組んでいるが、今後の更新率としては過去（令和2～4年度）の実績更新率を下回る状況となり、供給単価も全国平均を下回っていることから、水道管路耐震化に係る地方財政措置の対象外となっている。

<参考3：水道配水管の更新事業費等>

		中期経営プラン (2018-2022) ＜実績＞	中期経営プラン (2023-2027) ＜計画＞
配水本管 (φ350mm以上)	更新延長 (km)	11.2	14.8
	事業費 (億円)	97.2	123.3
配水支管 (φ300mm以下)	更新延長 (km)	270.6	240.2
	事業費 (億円)	528.1	541.5
配水管全体 (本管+支管)	更新延長 (km)	281.8	255.0
	更新率 (%)	1.5	1.3
	事業費 (億円)	625.3	664.8

【提案・要望事項】

22 避難所等の安心安全な環境の確保に向けた総合的な支援制度の創設、及び福祉的支援の強化

- 京都市が取り組む、市民のいのちと暮らしを守るために必要な防災・減災対策に対し、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることに御礼申し上げます。
- 防災・減災対策はハード整備事業に限らず多岐にわたっており、令和6年能登半島地震においても、避難所における良好な生活環境の確保のため、指定避難所等への分散備蓄の推進、支援物資等の効率的な管理・搬送体制の構築、福祉的支援の強化が課題となった。

京都市では、災害用備蓄物資の拡充や、福祉避難所の事前指定といった取組を進めている。能登半島地震を受けて国からの通知で示された方向性も踏まえ、いのちと暮らしを守る避難所の環境整備を更に推進するためにも、以下のとおりお願いしたい。

(1) 提案・要望

- 避難所等の安心安全な環境の確保のため、食料・飲料水や、生活必需品、避難所運営用資機材（避難所等に整備するパーティションや段ボールベッド、非常用の発電機・電源設備等）の購入費用、感染症対策に限定しない備蓄倉庫の整備費用、備蓄物資の管理・配送に要する費用等に対する総合的な支援制度を創設すること。
- 制度の構築に当たっては、指定避難所や指定緊急避難場所に限らず、帰宅困難者等の一時滞在施設や、個別の協定による福祉避難所等を含めた制度とすること。
- 人工呼吸器使用者等が、ライフライン途絶時においても生命維持ができるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源設備の購入費用を助成すること。

(2) 現状・課題

- 指定避難所におけるトイレ整備、空調設備の設置、バリアフリー化等の生活環境改善や感染症対策に係る整備に対しては、引き続き緊急防災・減災事業債の活用が可能とされているとともに、毛布や簡易トイレをはじめ非常用物資の購入に要する経費、マスクや手指消毒液等の避難所における感染症対策用物資の購入に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずるとされている。
- 一方、感染症対策に限定しない備蓄倉庫の整備費用、備蓄物資の管理・配送等に要する費用等に対する財政措置がなく、公的備蓄物資の購入費用に対する財政措置も十分でない。
- 京都市では、最大想定避難者数を基礎に、観光客などの帰宅困難者数も考慮して33万6千人分を対象に、発災直後の概ね1日分の飲食料や毛布などの生活必需品、し尿処理関係の物品等の公的備蓄を行っている。また、避難所における感染症対策としてパーティションや段ボールベッド等の指定避難所等への整備を進めるとともに、民間事業者等と物資調達に関する協定の拡充を進めている。

- そのような中、令和6年能登半島地震においても、避難所の開設当初から、パーティションや段ボールベッド等を設置することや、これらの物資を指定避難所等に備蓄することが課題になり、国からも各自治体に対して対策を求められているところである。
- このため、パーティションや段ボールベッド等の公的備蓄の更なる充実や指定避難所等への分散備蓄の推進を図りたいが、支援物資等の効率的な管理・搬送体制の構築も含め、その財源確保が課題である。
- また、人工呼吸器使用者等は、機器の移動が必要となること等から、発災時に直ちに避難ができず、医療機関への移送にも調整に時間を要する可能性がある。このため、在宅避難を余儀なくされる場合が想定され、生命維持のため、長時間の停電を想定した備えが不可欠であり、外部バッテリーの装備に加え、発電・蓄電が可能な非常用電源設備を確保しておくことが重要であるが、高額であるため普及しにくいことが課題である。
- 国においては、発災時に、人工呼吸器使用者へ貸し出すための非常用電源設備を購入した医療機関への助成を実施しているが、貸出可能数に限りがあるため、大規模災害による広範囲かつ長時間の停電も想定し、個人による非常用電源設備の備えが普及するよう、支援する必要がある。

【提案・要望事項】

23 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る相続税及び固定資産税に関し、軽減措置の対象への追加や既存措置の充実、納税猶予制度の創設

(1) 現状・課題

- 先人から連綿と受け継がれてきた歴史的建築物は、各地域の特性に応じて形成されてきた景観、知恵や営みなどの生活文化を継承するうえで重要な役割を果たすとともに、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である。
また、これらの建築物は、市民に愛されるとともに、都市のブランド力を高め、日本国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れるなど、世界に誇る日本の宝である。
- 地方自治体においては、これらの歴史的建築物を将来にわたり継承していくため、文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく指定制度の活用はもとより、地域の実情に応じて条例や要綱に基づく独自の指定制度や改修助成をはじめとした支援制度を設けている。しかしながら、少子高齢化等の社会状況の変化によって、維持修繕費や改修費の負担、相続人の不在や相続税の負担などが課題となり、滅失を抑止するには至っていない。
- とりわけ、京都市においては、市内の各所に軒を連ねて立ち並び、魅力的な都市空間を構成する重要な要素であるとともに、環境共生の工夫やまちづくりの文化などが幾重にも蓄積し、現在にも通ずる普遍的価値を今に伝える、京町家が、毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で滅失（平成28年度調査より）しており、その保全・継承が重要な課題となっている。
- そのため、建築基準法の適用を除外する条例を施行するとともに、平成29年に制定した「京町家条例」の下、重要な京町家等を指定する制度や解体に係る事前届出制度の創設、民間事業者と連携した活用希望者マッチング制度の運用と併せ、改修費や維持修繕費の一部を補助し、所有者の経済的負担を軽減するなど、総合的な取組を行ってきた。
- しかしながら、今なお、歴史的建築物が解体されるケースは後を絶たない。所有者等へのアンケート調査でも、約半数程度の方が相続税と固定資産税の負担を挙げており、相続や維持管理における負担をきっかけに滅失するケースも多いことから、その対策を講じなければならない状況となっている。
- ついては、文化を象徴し、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である歴史的建築物を次の世代に継承していくため、地方の負担を求めることなく、相続税について軽減措置の実施や充実を図るとともに、納税猶予を創設するなどの支援措置を講じること。
また、固定資産税については、国による固定資産税の軽減措置の実施や充実を図るとともに、減収補填措置を講じること。

		相続税の減免		固定資産税の減免	
		現行	要望	現行	要望
国指定	国登録文化財	家屋・土地 控除率 30%	・軽減措置の充実 (例：30%→50%) ・納税猶予の創設	家屋 控除率 50%	・軽減措置の充実 (例：土地を対象とする)
	景観重要建造物 歴史的風致形成建造物			なし	・軽減措置・減収 補填措置の創設
	伝統的建造物			家屋 課税免除	・軽減措置の充実 (例：土地を対象とする)
市指定	市指定文化財 市登録文化財	家屋・土地 一部減額	・軽減措置の充実 ・納税猶予の創設	なし (市指定は市 独自に免除)	・軽減措置・減収 補填措置の創設
	重要京町家 歴史的意匠建造物 界わい景観建造物	なし	・軽減措置の創設 ・納税猶予の創設	なし	・軽減措置・減収 補填措置の創設

(2) 京都市の取組

- 平成29年11月に、京町家の価値を改めて見直し、保全・継承に繋げるため、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）を制定した。
- 平成31年2月に、「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定し、条例に定めた取組をはじめ、京町家の保全・継承に関する様々な取組を総合的かつ計画的に推進。
- 令和3年7月に策定した「未来を創る京都文化遺産継承プラン～京都市文化財保存活用地域計画～」の「京都文化遺産」に、京町家条例に基づく京町家が維持継承を図っていくものと位置付けられ、益々保存・継承の重要性が増加。
- 令和6年度に、京町家の現状を多角的に調査・把握し、現行の施策を全面的に検証し、より実効性の高い施策体系の再構築に取り組むこととしており、その際には、固定資産税の負担軽減措置も含め、支援措置や規制の在り方を、あらゆる観点から検討し、効果的な方策を見出していく。
- 令和6年9月に、京都市京町家保全・継承審議会を開催し、京町家状況調査実施の方向性や、施策検証に向けた意見交換を実施した。その際、京町家の滅失に歯止めをかける方策に加え、京町家の維持管理において固定資産税の上昇が大きな負担になっているなど、税制上の課題への対応等についても意見があり、京都市からは、想定される対応策として、固定資産税の負担軽減措置の創設をはじめ、解体抑止力の強化、改修等に係る補助制度の拡充、景観重要建造物・歴史的風致形成建造物等の指定拡大などを示した。
- 今後、京町家状況調査を実施し、令和6年度の冬頃には、調査の概況の取りまとめ及び公表を行うとともに、同審議会へ施策の見直しについて諮問する。また、令和7年秋ごろには答申を受け、施策の具体化に取り組んでいく。

【提案・要望事項】

24 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置等

- 国においては、本事業の実施に向けて、都市・地域交通戦略推進事業による支援をいただいたことに御礼申し上げます。
- 京都駅新橋上駅舎・自由通路の令和 13 年度の供用開始に向け、事業を推進していく上での国の支援は必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

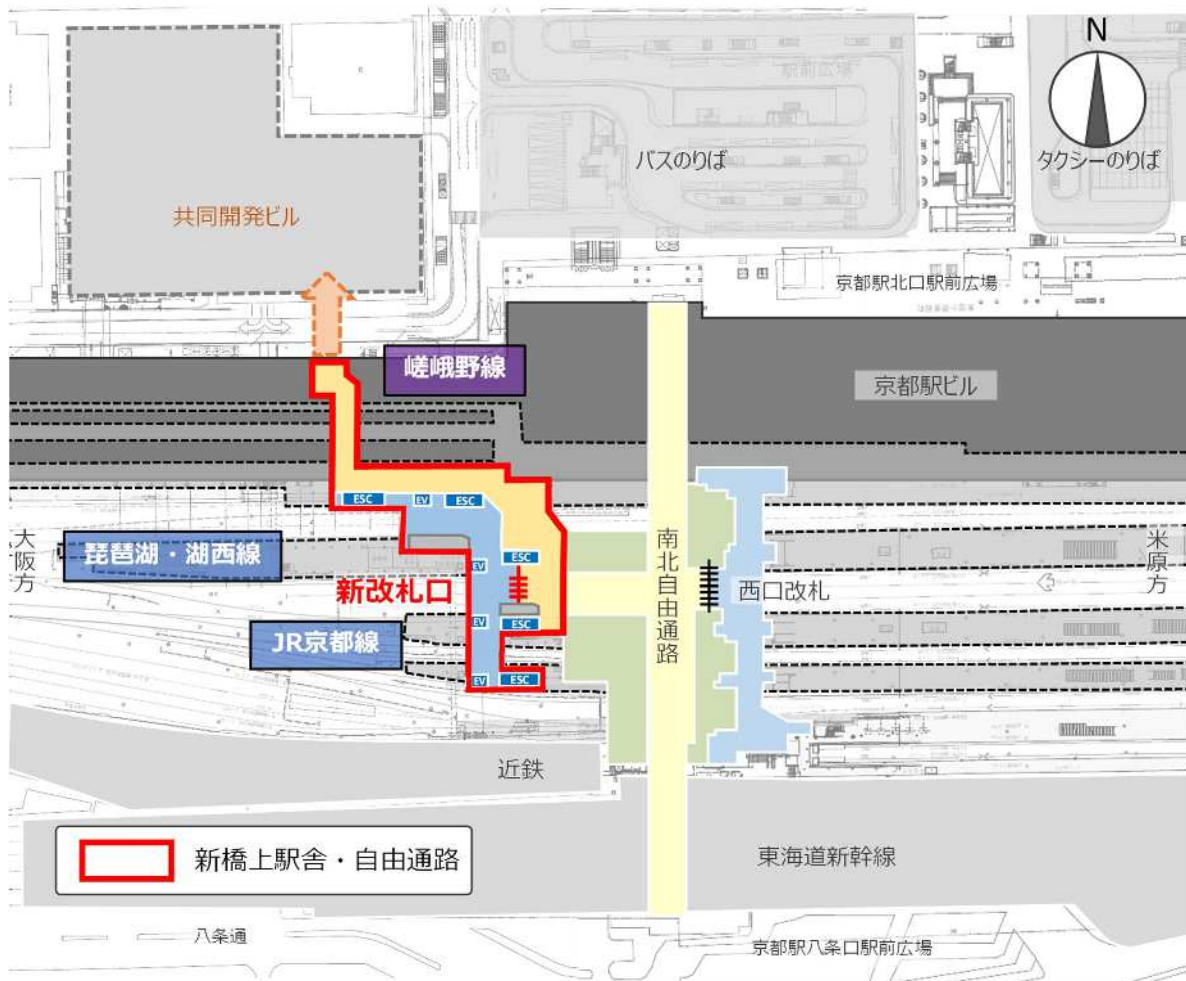
(1) 提案・要望

- 都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化のため、本事業に対する十分な財政措置を行うとともに、本事業に活用している都市・地域交通戦略推進事業費補助の予算枠を拡大すること。

(2) 現状・課題

- 京都駅は、1 日当たりの乗降客が 70 万人を超す、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生し、歩行者の安全で円滑な通行に支障を来すなど、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。
- このため、京都駅の交通結節機能の強化による市全体の持続的発展はもとより、駅構内及び南北自由通路の改善を目的として、西日本旅客鉄道株式会社と京都市が連携し、南北自由通路の西側に新橋上駅舎（新改札口・コンコース）、自由通路を一体的に整備する。（総事業費約 195 億円見込み）
- より一層の官民連携を図るとともに、適切な役割分担の下、事業効果を最大限発揮する体制を構築するため、都市再生特別措置法第 117 条第 1 項に基づく法定協議会を令和 6 年 3 月に設置した。法定協議会の下、取組を進めることで、民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を確実に実現したい。
- 本事業の推進は、「都市・地域における安全で円滑な交通の確保、魅力ある都市・地域の将来像の実現」に寄与するものであり、今後も国からの十分な財政措置が必要である。また、令和 5 年 10 月にとりまとめられた、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、本補助事業の国予算について、予算枠の拡大が必要である。

<参考 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の概要>



【提案・要望事項】

25 京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、

京都刑務所（山科区、敷地10万7千m²、地下鉄柳辻駅徒歩5分）

京都拘置所（伏見区、敷地2万7千㎡、近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

京都運輸支局（伏見区、敷地2万㎡、近鉄上烏羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）

など、国有地の有効活用の検討

1 提案・要望

- 3 施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めること。

2 京都刑務所（現在地への設置から 90 年以上が経過）

(1) 現状

- 施設の設置当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、さらに山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- 地下鉄東西線の開通(平成9年)、京都高速油小路線(現第二京阪道路)の開通(平成23年)、新十条通(稲荷山トンネル)の開通(平成20年)・無料化(平成31年)により、交通利便性が格段に向上。



(2) 京都市の取組

- 「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定。刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案を提示（平成31年2月）。
⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約7割の肯定的な意見。
- 施設に近接する外環状線の沿道において、若者・子育て世代のニーズに合った居住環境の創出に向け、沿道空間の魅力向上に資する場合は高さ規制を無制限にするなどの都市計画の見直しを実施（令和5年4月）。
- 活力あふれる、住み継がれるまちを目指し、山科・醍醐地域の活性化に全庁体制で取り組む「山科・醍醐プロジェクト（プロジェクト名：meetus（ミーツ）山科・醍醐）」を始動（令和6年4月）。

3 京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）

※ 京都運輸支局の活用にあたっては、周辺関連施設も含めた一体的な検討が必要。

(1) 現状

- 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）や京都高速油小路線（現第二京阪道路）の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上。

(2) 京都市の取組

- 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。



※網掛け部分は「らくなん進都」の区域内

- 「ものづくり都市・京都の発展に繋がる京都拘置所及び京都運輸支局の敷地活用案」を策定。まとまった土地が少ない「らくなん進都」において、企業集積をより一層促進し、まちづくりを加速させるための両施設敷地の有効活用の方向性や望ましい導入機能、具体的な誘致候補施設を提示（令和 2 年 3 月）。

⇒ 策定に当たり実施した事業者アンケートにおいて、約 4 割が両施設敷地について、産業用地として魅力的であると回答。

⇒ 策定に当たり実施した市民意見募集において、約 9 割の肯定的な意見。

敷地活用の方向性・望ましい導入機能	誘致候補施設の想定例
ものづくり企業の事業拡大の受け皿となる機能	・ らくなん進都内外の企業の新規拠点 ・ インキュベーション施設 等
企業立地の決め手となる付加価値・魅力を創造する機能	・ 国の研究機関、民間研究施設 ・ レンタルラボ 等
らくなん進都のイメージを発信するシンボリックな企業の誘致	・ AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の分野で活躍する企業 等
企業のイノベーションによる成長をサポートする機能	・ 学会等の研究会や、企業の新製品発表等が行われている産業交流施設 等

- 両施設を含む「らくなん進都（鴨川以北）」において、オフィスや研究開発機能の集積に向け、容積率を最大 1,000%に引き上げるなどの都市計画の見直しを実施し、らくなん進都（鴨川以北）に新たなビジネス拠点を創出する「京都サウスベクトル」を始動（令和 5 年 4 月）。

【提案・要望事項】

26 原油価格・物価高騰を踏まえた、事業者、市民生活に対する支援の充実

- 1 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映
- 2 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援
- 3 地域公共交通事業者等に対する支援
- 4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援
- 5 子育て世帯に対する支援

- 原油価格・物価高騰に対し、国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げる。
- 当該交付金等を最大限活用し、京都経済は全体として持ち直しの傾向にあるが、物価高騰等が長期化する中、引き続き、市民生活や事業者の下支え等が欠かせないため、以下のとおりお願いしたい。

1 国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映

(1) 提案・要望

- 物価高騰等に対する対応に当たっては、物価上昇分を国庫補助負担金の算定基礎に時機を逸さず反映したうえで、地方自治体の独自施策として実施すべき部分は地方向け交付金を措置すること。

2 経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

(1) 提案・要望

- 物価高騰等の影響を踏まえた、幅広い業種を対象とする申請・活用しやすい支援制度の構築や要件緩和、及び事業再構築補助金など国が実施してきた支援策を継続・充実・再実施すること。
- 燃料油をはじめ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向けた措置の実施や、適正な価格転嫁に向けた発注元事業者に対する指導と監視の徹底に加え、受注企業が実際に価格転嫁できる環境づくりなど、中小企業等を取り巻く環境整備に取り組むこと。

3 地域公共交通事業者等に対する支援

(1) 提案・要望

- 燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

4 社会福祉施設や医療機関等に対する支援

(1) 提案・要望

- 社会福祉施設や医療機関等について、令和6年度に報酬単価や公定価格等が改定されたが、改定後も物価の上昇が続いていること等を踏まえ、影響を速やかに調査し、必要に応じて追加の財政措置を行うこと。

5 子育て世帯に対する支援

(1) 提案・要望

- 保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや分量を保った学校給食を実施するためにも、学校給食用の食材費高騰に対する財政支援を継続すること。

6 京都市の取組

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施している。

総額：67,247 百万円

(金額は令和4年度決算＋令和5年度決算＋令和6年度予算)

<主な取組内容>

- ・ 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援 (5,402 百万円)
- ・ 福祉、子育て施設における運営費に対する支援 (4,344 百万円)
- ・ 地域公共交通等の運行維持に向けた支援 (1,632 百万円)
- ・ 学校給食費の保護者負担支援 (848 百万円) など

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

TEL 075-222-3035

FAX 075-213-1066

令和6年 11 月発行 京都市印刷物 第 063092 号